

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成24年3月21日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成24年 3月21日 水曜日
開 会 午前10時 2分
散 会 午後 5時48分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第31号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例
- 2 乙第32号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第33号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 4 乙第34号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 陳情平成20年第201号、陳情平成21年第129号、同第130号、同第137号、同第138号、同第141号、同第174号の2、同第191号、同第194号、陳情平成22年第35号、同第47号、同第55号、同第146号、同第180号、同第181号、同第193号、陳情平成23年第1号、同第19号、同第24号、同第38号の2、同第54号、同第62号、同第78号、同第110号、同第115号の2、同第116号、同第127号、同第128号、同第134号から同第136号まで、同第151号、同第185号、同第192号、同第195号、同第196号、陳情第6号の2、第13号、第35号第60号の2、第65号、第66号及び第72号
- 6 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	玉城	ノブ子	さん
副委員長	瑞慶覧	功	君
委員	中川	京貴	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	辻野	ヒロ子	さん
委員	具志	孝助	君
委員	仲宗根	悟	君
委員	当銘	勝雄	君
委員	渡久地	修	君
委員	前島	明男	君
委員	玉城	満	君
委員	玉城	義和	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

商工労働部長	平良敏昭	君
産業政策課長	湧川盛順	君
新産業振興課長	大城玲子	さん
企業立地推進課長	屋比久盛敏	君
経営金融課長	金良実	君
雇用政策課長	新垣秀彦	君
農林水産部長	比嘉俊昭	君
農政経済課長	大城健	君

営農支援課長	與那嶺 宏明君
村づくり計画課長	玉城 肇君
森林緑地課長	謝名堂 聡君
水産課長	島田 和彦君
文化観光スポーツ部長	平田 大一君
観光振興課長	神谷 順治君
交流推進課長	照喜名 一君
文化振興課長	瑞慶山 郁子さん
スポーツ振興課長	村山 剛君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第31号議案から乙第34号議案までの4件、陳情平成20年第201号外42件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、商工労働部長、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第32号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの乙第32号議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 商工労働部関係の2件の議案につきまして、その概要を御説明いたします。

議会配付資料平成24年第1回沖縄県議会定例会議案その3の91ページをお開きください。

まず初めに、乙第32号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

現在、沖縄IT津梁パーク施設内に新たに企業集積施設を整備しており、近く供用を開始する予定であることから、同施設の使用料の徴収根拠を定める必要があります。また、中核機能支援施設の入居企業用駐車場の使用料について、徴収根拠を定める必要があることから、条例の一部を改正するものであります。この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であり、中核機能支援施設の入居企業用駐車場の使用料に係る部分については、平成24年4月1日から施行する予定であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第32号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第33号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの乙第33号議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、93ページをお開きください。

乙第33号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

県内における緊急かつ臨時的な雇用及び就業の機会を創出し、これにより就業する者その他求職者の生活及び就労に関する相談等の支援を行うため、平成24年3月31日を期限として設置した沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金について、東日本大震災の影響による求職者等への支援を行うとともに、引き続き県内における雇用対策を強化するため、平成26年3月31日まで設置期間を延長する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第33号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この基金2年間の延長ということですが、これまでの基金条

例による雇用効果を明らかにしてください。

○**新垣秀彦雇用政策課長** 緊急雇用創出事業については、県、市町村を合わせて平成21年度から平成23年度まで58億円を活用して、738事業を実施して5190人の雇用を創出しております。また重点分野雇用創出事業については、県、市町村合わせて約73億9000万円を活用して、平成22年度から346事業を実施して、延べ3653人の雇用を創出しております。合わせて8843人の雇用を創出しております。

○**渡久地修委員** 8843人はこのうちこの期間だけの雇用なのか、今も継続されているかの内訳はわかりますか。

○**新垣秀彦雇用政策課長** 平成22年度に実施した重点分野雇用創出事業については、103事業、この一部を調べていますが、103事業で採用した1713人のうち引き続き事業の委託先で正規職員として採用された人数は183人、正規でないものの事業の委託で雇用が継続されている人数は476人、またこの基金事業での就業経験をもとに事業の委託先以外で同様な職種等に仕事につながった者が312人で、合計971人が本事業をきっかけに職についています。

○**渡久地修委員** 58億円を使つての8843人の雇用実績と、今、説明のあった中で1713人—これは部分的に調べたものですよね、このうち971人は継続雇用につながっているということですが。58億円を使つて、この成果はどのような評価ですか。これは皆さんが当初目指した成果を上げているのか、不十分だったのか、大いに評価できるのか。

○**平良敏昭商工労働部長** もともと基金の性格が雇用失業情勢を改善するという緊急的な意味合いがあったことから、当初はある面では日雇いのものからいろいろな事業が対象になってきました。そういうものですべてに継続的な雇用はなかなか難しい。期間限定的な緊急対策だったということがあり、そういったものがかなりウェイトがあったわけです。一方で本県の雇用失業情勢からいって、継続雇用は大きなテーマですので、十分とは言えないとは思いますが、引き続きあと2年間延長し、特に今後は重点分野に移りますので、ここはやはり継続雇用を大きなテーマにする必要があると思います。そういった方向で取り組んでいきたいということで、これまでの評価は十分に満足とはいかないが、それなりの成果を上げたと考えています。

○渡久地修委員 緊急雇用対策ですが、今、商工労働部長がおっしゃったように評価はかなり難しいところがあると思います。ですからこれからのものを、継続雇用につながっていくもの限定していくと、中高年はきょう、あすをどうやって食べていくかという人たちです。要するに昔の失業対策事業的なものも必要だと思います。そういった事業も必要だし、しかし、これが終わったらもうなくなると、雇用につながるものにもしなくてはいけないという、非常に難しいところがあると思います。先ほどおっしゃった、日雇いや失業対策事業的なものも排除するわけではないですよ。

○平良敏昭商工労働部長 今後のものは重点分野ということで日雇いの部分は難しくなるということで、何名かの議員の方からもいきなりそういったものがなくなることについて御意見はあります。しかし、今のところは重点分野はある程度分野も限られてきますので、従来の緊急雇用的な部分は全般的には対象にならないということになるので、その辺はどうしていくかについては商工労働部内で議論をしているところです。

○渡久地修委員 これまでの議会でよく出てくるのが、街路、国道、県道の草について何とかしてほしいという要望です。以前はそういった仕事を失業対策事業でかなりカバーして助かっている人もいました。そこは土木建築部の所管ですが、雇用を担当している商工労働部としても協議をして、緊急雇用の基金条例でできなければ、県独自の対策も含めていわゆる失業対策事業的なものも検討していただきたいと思います。今度、一括交付金もあるのでどうしても必要だと思いますがいかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 そういった御意見は重々承知しております。ただこの件については土木建築部とも担当課で話し合いをしていると思います。土木建築部サイドでも予算を増額しているようで、多分、土木建築部として責任を持ってやっていくという対応だと思います。

○新垣秀彦雇用政策課長 この件は街路に限らず、公園の整備やそのあたりについても土木建築部のほうで、緊急的なところで雇って実施した部分もあります。従来の本来的なところで予算措置をするようにというところで我々もお願いして、土木建築部のほうでもそのように対応を考えていくということでした。

○渡久地修委員 私が言いたいことは、予算措置は土木建築部だと思います。ただ土木建築部がやると街路の除草などは業者委託です。業者の仕事がふえるだけなので、そうではなくて業者委託でもいいけれども、これは緊急の失業対策事業として位置づけるのならば、そういった仕事のない人をここに雇用にするというものに結びついていけばいいが、土木建築部でやるとどのようになるかわからないが、多分、業者の仕事がふえていくだけになると思います。そうではなくて、失業対策事業的な位置づけも含めて雇用を担当している皆さんからも相談してやる必要があるのではありませんか。

○平良敏昭商工労働部長 商工労働部がやるにしても、土木建築部がやるにしても事業の形態は委託です。ですからそこに差はないと思います。

○渡久地修委員 例えば草が多い那覇空港からここまでの除草作業をやりましょうということで委託していると思います。年に1回、2回と。それを3回、4回やろうとなったときにそのうちの2回分は会社の従業員がやるのではなくて、その部分は委託するにしても失業している人を雇いましょうというようなことを考えられませんか。それを土木建築部なりと雇用を担当している皆さんが相談して、緊急雇用に結びつけるものにするのも一つの手ではありませんか。

○平良敏昭商工労働部長 おっしゃっていることはわかります。土木建築部の関連業者が仮にやるとしても、常時臨時的な業務に対する従業員もそう保有しているわけではないので、恐らく失業者から臨時的に雇用することになると思います。ですからその差はそんなにないと思います。事業の必要性はわかります。

○渡久地修委員 雇用を担当している皆さんがその位置づけで相談して頑張ってくださいということです。

○平良敏昭商工労働部長 戦略分野になってということで、今後それ以外にもそういった分野の事業費をどう確保するかという課題はありますが、そういったことも含めて頑張っていきたいと思います。

○渡久地修委員 今の条例を延ばすものに、東日本大震災の影響による離職を余儀なくされた求職者に対して、就業の機会を確保するということが一つの大きなものです。それとこれまでの県内の離職者も含まれるわけですね。ここ

で言う東日本大震災の影響で離職を余儀なくされた求職者は沖縄県ではどれくらいいますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 この要件に該当する被災求職者については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所の離職した失業者、または当該地域に居住していた求職者という要件があります。ただ我々の手元の資料の中では、平成24年3月11日現在で284世帯、708名が避難しておりますが、その中で特にその該当者に求職するという内訳数まではないのですが、実際的にはそのうちの4割くらいの方々が仕事を希望されている状況にあります。

○渡久地修委員 今言った指定されたところから沖縄に移住してきた方々を主に対象にしていますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 今回は3つの対象があります。特にこの部分、もう一つは平成23年3月11日以降に離職した失業者、これはいろいろな経済対策の観点でそういった方々。またもう一つは未就職卒業者、高等学校、大学を卒業後3年以内の若年者という3つの対象者を絞って今回の基金の延長ということになっております。

○渡久地修委員 東日本大震災の影響による離職者は、先ほど言った人たちだけに限りません。例えば、私が九州に行った際に、向こうの自動車工場が震災の影響を受けて、その下請けが九州に結構あって、これもその影響でだめになったようです。沖縄も向こうの企業が影響を受けたことで、沖縄でも離職した人がいると思いますが、それは何名ほどいますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 それについては情報が手元にありません。

○渡久地修委員 例えば薬関係ですが、向こうの大きな製薬会社が被災して、その関係でこの販売も影響があります。そういう意味では沖縄県内での東日本大震災による県内企業の影響をよく調べる必要があると思います。この基金条例で今後の雇用対策の目標等がありますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 今現在この基金を使って平成24年、平成25年に振り分けて16億円と16億9000万円くらいを予算配分して活用していきたいと考えて

います。今現在平成24年度実施分については、県の各部局、市町村に対して事業の募集を行っています。

○渡久地修委員 雇用の数値目標はまだないですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 計算上は1300人程度の雇用を見込んでいます。

○渡久地修委員 これまでもいろいろな基金事業をやっているのを見ていますが、うまくいっているところと、雇用を活用する企業で、利益を優先してみたりといろいろと見受けられたので、本当に雇用に結びつくように有効な活用をお願いします。

○平良敏昭商工労働部長 委員の御指摘のとおりだと思います。これから各関係部局、市町村等に事業の内容を募集していますので、その内容を精査してよりどちらのほう雇用が結びつき、なおかつ継続性も含めて効果があるかという視点から事業を選択していくという考えでいます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 783の事業の中で主にパソコン教室などいろいろな事業があるかと思いますが、それを教えてください。

○新垣秀彦雇用政策課長 委員御質疑のパソコン教室は別途沖縄労働局がしている、失業者が今後、仕事につくための訓練的なものです。この基金でやっている事業については失業者を雇用して、事業を展開するということであのスキームとは全く別のものです。主にパソコンの習得等ではなくて、人材育成をする中で、重点分野の医療、福祉などの人を活用する事業になっています。

○中川京貴委員 8843人ですか、要するに人を活用とおっしゃいましたが、具体的に教えてください。

○新垣秀彦雇用政策課長 例えば、基金を活用した主な事業については、緊急雇用のところでは、図書館の資料の整理、本の蔵書を整理するもの、学校教育の中では不登校や学力不振のための子供たちを支援するための支援員の配置な

どです。重点分野においては外国人観光客の受け入れをサポートする事業、外国語ができる人が市内観光をできる事業、また地域人材育成事業についてはIT産業の多様なニーズに対応する人材育成ということで、那覇市においては県内に進出してきたIT関連企業に適応できるような人材を育成する事業があります。

○中川京貴委員 例えば、教育委員会ですが、説明があったように不登校の方々について、教員の方ではできない部分の不登校対策とかそういった部分にも予算が使えますか。また市町村と県との持ち出し分がありますか。それとも県が全部持ち出していますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 この事業については、市町村の持ち分はなくて、この基金による補助金ですべて賄われています。

○中川京貴委員 要するに学校現場からそういった要請があれば県は対応できるのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 今後の事業の展開としては、今後成長が見込まれる分野ですとか、地域の企業等で就職するために必要な知識、技術を身につけさせるような地域人材育成等の事業、このあたりにシフトしていきますので、実際的にマンパワーを活用したというところでは、この基金では採択しづらいということになります。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員より答弁が違ふとのことで再度質疑の趣旨について説明があった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

○新垣秀彦雇用政策課長 先ほど申し上げた事業については緊急的な枠の中で行ってきましたので、今後平成24年度以降についてはこの緊急的な雇用はありませんので、要望があってもおこたえはできないということになります。

○中川京貴委員 これは沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例を2年間

延長するということですので、これまでも緊急雇用創出事業ということで、学校現場でもそういった予算措置をしてきたということであるのならば、私はこの条例には賛成の立場なので、学校現場でも継続していただきたいと思います。緊急性がないと言うならば、去年はなぜやったのですかということになるので、継続していただきたいと思います。

○新垣秀彦雇用政策課長 緊急的な事業については平成21年度から平成23年度までという時限的な事業でした。そういったことでこの事業は平成23年度で終わります。改めてこの重点分野であるとか、震災のために必要なところがあるところが今後平成24年度、平成25年度の基金にのせて延長していくということになります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほどの質疑にもありましたが、県内に滞在されている被災者の方々は700人くらいですか。せんだっての新聞報道だと1000人近い人がいるということですが、これだと250人くらいの差がありますが、これは何でしょうか。

○新垣秀彦雇用政策課長 先ほど申し上げた708人については、県の被災者の受け入れチームが把握している数です。新聞報道数とはそれでそごしていると思います。

○玉城義和委員 県を通してきた人だけの統計ということですよ。新聞報道が言っているのは、被災地を含めて実数が1000人近いという理解でいいでしょうか。

○新垣秀彦雇用政策課長 新聞報道されているのは自主避難等も含めての数になっていると思います。

○玉城義和委員 例えば、今回の補正予算だったと思いますが、家賃の補助などがありますが、これは一度沖縄県が被災者に家賃の補助をして、その金額の同額を当該県に請求をすると。それは国の制度で行われているものを沖縄県はもう一回回収できるようなシステムになっているということです。この場合は

沖縄県を通じて特定県がされているわけですから、財政的な支援の方法はそういったシステムになっていますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 被災者を雇用するということでは別途この基金で賄われますので、それは出した分を被災県からもらうとか、国からもらうというスキームではありません。

○玉城義和委員 恐らく1000人を超すだろうと言われておりまして、この方々が将来どのようにするかということもわかりませんが、現状はどのようになっていますか。例えば1000人の被災者が来て300世帯くらいあるとして。どういった状況で生活されているのでしょうか。

○新垣秀彦雇用政策課長 被災者の個人情報等については県の支援チームが管理して、その方が働きたいという場合はそういった情報をそれぞれの被災者に提供したり、働きたい人についてはハローワークへの紹介という中で、支援チームがそういった情報を管理しながら支援していると聞いています。

○玉城義和委員 就労を希望する人は何人いますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 これについても支援チームが持っている情報では、708人のうち4割くらいの方々が仕事を探しているようです。

○玉城義和委員 具体的に基金との関連を含めてどのように対応していきますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 基金の事業もそうですが、県の中で就職相談面接については、支援チームに情報を入れて、そこから被災者の方にも情報を流してもらう。また採用についても基金の募集を部局、市町村に流しています。特に被災者に配慮した採用や事業をお願いしています。

○玉城義和委員 具体的に見えませんが、なかなか難しい問題がある気がします。せっかくの基金の改正に東日本大震災ということが書き込んであるので、実効が上がらないことにはいろいろと問題も出てくるかもしれません。沖縄に来たけれどもそういったことがままならなということが出てきて、妙なことになっても困るので、その辺は誠意を持ってやる必要があると思います。

○平良敏昭商工労働部長 私が沖縄労働局やそれ以外の方から聞いた話では、現地でもらっていた給与と沖縄県との給与の差があって、一たんその仕事についても不満があって、新たに職を探すという問題もあり、なかなか簡単ではありません。住んでいる場所も那覇市であったり、中部であったりあるいは離島であったりしてばらけています。この辺を市町村等でうまく事業が組めるのか、重点分野で紹介してできるかということも含めて、なかなか難しいところもあります。東日本大震災というものが基金のきっかけでもあるわけですので、沖縄労働局等や県の支援チームとも連絡をとりながら効果的な対策、取り組みを市町村とも連携してやる必要があると思います。

○玉城義和委員 県内の雇用情勢も厳しい中なので、なかなか大変だと思いますが、せっかく沖縄に来られているので、変にフラストレーションがたまって関係が悪化していくことがないようにお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 基本的なところですが、この事業の申請の流れについて説明をお願いします。

○新垣秀彦雇用政策課長 基本的には県もしくは市町村等の事業になっていて、その事業を実施できる企業体などに委託します。市町村等については県から補助金を出して事業を実施していきます。県について県の中で分任するとか、予算を確保して実施しています。

○瑞慶覧功委員 賃金の格差が本土と比べたらあるようですが、賃金の内訳といますか、分配はどこでチェックしていますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 この基金の条件として人件費が2分の1以上が要件です。事業内容によって専門性の高い人を充てる場合にはそれ相応の額があります。またこれまで実施してきたような緊急的な雇用をする場合、単純なものについては若干賃金が下がるということが見られます。それについては県のほうで内容を精査して間違いがないようにチェックはしています。

○瑞慶覧功委員 しっかりやっていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 先ほどから雇用効果について質疑がありましたが、このかわった緊急的に入った8800人余りの皆さんですが、この方々が職についたきっかけで新しい企業ですとか、新しい会社ができているという事例。そういった人が企業を起こすための支援を受けたい場合の支援の活用についてはどのようなになっていますか。

○平良敏昭商工労働部長 後半部分の質疑ですが、そういった企業に対する支援については次年度の予算に計上している部分でも創業塾を新たな事業としてスタートさせるので、新たに創業していく場合、あるいは創業間もない企業にきちんとコーディネーターを派遣したりという事業は新年度の事業でも考えています。これは今回の事業全体ということではなくて、県内の廃業率が高いということを踏まえて、そういったことをできるだけ減らして失業者をできるだけ出さないような仕組みを考えています。それから公益財団法人沖縄県産業振興公社においても、そういった零細企業に対する専門家派遣などやっていますので、こういったことで対策はしていくことになると思います。

○新垣秀彦雇用政策課長 この基金を使って業を起こすというスキームではなくて、従来持っている事業の中で人材をどのように活用して、人材育成していくかという視点で事業がつくられています。人材をつくったものを今後どのように継続雇用していくかというところで、この基金を活用した事業主、市町村等には引き続き雇用をお願いしているところです。

○仲宗根悟委員 もちろん103余りの事業ですから、既存の事業の中に研究を入れながら臨時的な雇用をふやしていくというような内容はわかります。この働いてきた皆さんが、新しい企業を起こしましょうという事例は皆さんの中で把握、あるいは事例があるかと思ったのですが。

○新垣秀彦雇用政策課長 今の中で雇われた人がどのように継続雇用されていくかということはチェックしていますが、その方々が新たな事業を展開したということまでは調べていません。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成20年第201号外16件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が13件、新規陳情が4件となっております。

継続陳情13件のうち、10件につきましては、前議会におけ処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それではまず、処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、見え消し修正及び下線により表示しております。

説明資料の10ページをお開きください。

陳情平成22年第35号第三セクター・沖縄市アメニティプラン株式会社の融資に係る連帯保証人会に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

沖縄市アメニティプラン株式会社の特別清算に係る弁済協定案の那覇地方裁判所への提出期間について、平成24年4月27日までとする5回目の伸長が認められたことから、その旨追記しております。

説明資料の12ページをお開きください。

陳情平成22年第47号公契約条例の制定を求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

平成23年12月に、東京都多摩市及び神奈川県相模原市において、公契約条例が制定されたことから、その旨追記しております。

説明資料の20ページをお開きください。

陳情平成23年第195号日本商工会議所青年部第32回全国大会おきなわ那覇大会に係る事業費支援に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

同大会の事業費支援として、平成24年度当初予算案に600万円を計上していることから、その旨修正しております。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の23ページをお開きください。

陳情第60号の2大震災・福島原発事故からの避難者の支援策の推進を求める陳情について御説明いたします。

陳情者つなごう命沖縄と被災地をむすぶ会、共同代表伊藤路子外1人。

陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

事項2 避難者の職探しと、沖縄で暮らしていく上での自立支援を強化することについて、沖縄県では、沖縄県求職者総合支援センターを設置し、求職者の生活相談から就職までを寄り添いながら継続的に支援する事業を実施していることから、被災された避難者につきましても同センターにおいて支援しております。また、沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用した震災等緊急雇用対応事業により、県や市町村で被災求職者を雇用している例もありますので、引き続き連携して取り組んでまいります。

次に、説明資料の24ページをお開きください。

陳情第65号東日本大震災に伴う放射能汚染瓦れきの沖縄受け入れ撤回を求める陳情について御説明いたします。

陳情者沖縄県生活と健康を守る会連合会、会長仲西常雄。

陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

事項1の②被災地支援を推進するのであれば、沖縄に避難してきている1000人余の避難者が安心、安全に暮らせるよう雇用・仕事づくりなどを推進することについて、現在、沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用した震災等緊急雇用対応事業により、県や市町村で被災者求職者を雇用する事業を実施しております。

次に、説明資料の25ページをお開きください。

陳情第66号沖縄県信用保証協会等の改善に関する陳情について御説明いたします。

陳情者義永裕次。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

陳情者の融資相談について、沖縄県信用保証協会に確認しところ、今回の案件については、陳情者に数度にわたって説明を行ってきており、申請内容、事業計画等を総合的に判断した結果、保証対象に該当しない旨回答したとのこと

です。融資等の個別取引に関しては、県は関与すべきでないことから、当事者間等での調整を図っていただきたいと考えております。

次に、説明資料の26ページをお開きください。

陳情第72号沖縄県の産業振興と中小企業振興に関する陳情について御説明いたします。

陳情者沖縄県中小企業家同友会、筆頭代表理事糸数久美子。

陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

事項1 金融機関の姿勢が以前に比べて厳しくなっており、経営環境が厳しいときにこそ、金融機関の目的の一つである金融の円滑化を図るよう金融機関に要請することについて、金融の円滑化については、国は、中小企業金融円滑化法を平成25年3月末まで再延長し、貸付条件の変更等の措置を継続するとともに、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すなどの施策に取り組んでいくとしています。県としても中小企業者の資金調達の円滑化が促進されるよう、沖縄地域融資動向に関する情報交換会等の場を通じ、金融機関に対し要望してまいりたいと考えております。

事項2 金利に対する不満が多く、ゼロ金利時代に即した金利にするよう金融機関に要請することについて、中小企業者は、依然として厳しい経営環境に置かれていることから、本要望については、県制度金融研究会や沖縄地域融資動向に関する情報交換会等の場を通じ、金融機関に伝えてまいりたいと考えております。なお、県では平成24年度において、県融資制度に係る金利の軽減を図るとともに利子補給の実施を予定しております。

事項3 申請しても減額された等の声が寄せられるなど信用保証協会の審査が厳しすぎることから、金融機関と信用保証協会の二重審査を緩和することについて、県融資制度を初めとする公的信用保証の付与を利用した融資については、その仕組み上、金融機関の審査と信用保証協会の審査をそれぞれ実施する必要があります。県としては、中小企業者の資金調達に支障を来すことのないよう、当該関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

事項4 (1) 中小企業憲章を閣議決定にとどめず、国民総意とするため、国会決議を目指すことについて、中小企業憲章について、県としては、他の都道府県の動向も踏まえながら、適切に対応していきたいと考えております。事項4 (2) 首相直属の中小企業支援会議（仮称）を設置し、省庁横断的に機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案を進めることについて、国においては、中小・小規模企業経営者や中小企業団体、商店街関係者等、幅広い主体の参加のもと小さな企業未来会議を設置しており、平成24年3月中旬から5月にかけて、沖縄を含む全国で28回程度、地方会議の開催が予定されてお

ります。本会議においては、これまでの中小企業施策を真摯に見直し、中小・小規模企業の経営力・活力の向上に向けた課題や今後の施策のあり方を討議することとしており、今後の国の政策立案に反映されるものと理解しております。事項4（3）中小企業担当大臣を設置することについて、中小企業担当大臣の設置については、他の都道府県や中小業関係団体等の動向を踏まえながら、適切に対応していきたいと考えております。

事項5 県内のIT需要を掘り起こすため、県内中小企業のIT導入のための支援制度を拡充することについて、県では、沖縄県産業振興公社を通じて、IT活用経営戦略支援事業やネット販売スキル構築支援事業等の支援事業を実施しております。あわせて、特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構を通じてITまつりの開催に対し支援し、県内IT需要の拡大に努めております。

事項6 地元IT企業の研究開発及び新商品開発に係る助成制度を充実させること一少数企業への高額助成金ではなく、少額の開発助成金を多くの企業に機会を与えるについて、県では、沖縄県産業振興基金事業やOKINAWA新産業応援ファンド事業により、地元中小企業等が行う新商品や新サービスの研究開発を支援しています。また、平成24年度予算にクラウド拠点形成等促進事業やモバイル機器等検証拠点形成促進事業を計上し、県内IT企業の技術基盤の強化を支援していきます。

事項7 CIO最高情報責任者の設置などの情報産業振興行政を一元化することについて、情報通信産業の振興施策については、現在、情報産業振興会へ一元化し、市町村等との連携も図りながら推進しております。CIOの設置につきましては、産業振興に資する機能、効果などを勘案しながら今後研究していきたいと考えております。

事項8 本年度からスタートするスマートエネルギーアイランド基盤構築事業については、県民に広く情報提供するシンポジウムの開催など、事業の見える化の推進を図ることについて、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業については、県民に事業内容・目的などを周知するため、3月14日に電気バスがまちを走る、3月16日に住んで得するスマエネ住宅をテーマとしたシンポジウムを開催しております。今後も引き続き、同事業の取り組み状況を含め、再生可能エネルギーの導入や普及に向けた周知・広報を強化してまいりたいと考えております。

事項9 昨年7月に策定された沖縄県エネルギービジョンは、ビジョン策定にとどまることなく、基本計画・実行計画などの策定により、ビジョンの具体化を図ることについて、沖縄県では、国の新たなエネルギー政策を踏まえ、沖縄県エネルギービジョンについても見直しを検討するとともに、ビジョンの具体

化を図るためのアクションプランを策定し、地域特性を生かした効果的な新エネルギーの導入を推進してまいりたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第65号、24ページの処理方針の震災等緊急雇用対応事業により県や市町村で被災求職者を雇用する事業を実施しております。県や市町村が直接雇用している事業を実施していると読めますが、処理方針の23ページに同じ震災等緊急雇用対応事業により県や市町村で被災求職者を雇用している例もあります、とありますが、どちらが正しいですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 書きぶりが変わっていますが、基本的には県や市町村で雇用している事例等も踏まえて、一緒に連携してやっていくということで、状況は一緒です。

○渡久地修委員 県や市町村が被災求職者を雇用している例は何例あって、どういった事業に何名ついていますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 平成23年度事業で計画ベースですが、5事業で、県が1事業で2人、那覇市が1事業で10人、沖縄市が1事業で2人、浦添市が1事業で2人、うるま市が1事業で5人で合計21人です。

○渡久地修委員 こういった人の仕事の内容は例としてどういうものがありますか。例えば県と那覇市の例を教えてください。

○新垣秀彦雇用政策課長 県の義務教育課の採用については、沖縄県に避難し

ている児童に対する相談等の支援をしています。那覇市については、那覇市の従来の非常勤と同様な形で採用しているという状況です。

○**渡久地修委員** これは現在の緊急雇用対策事業でやっているわけですよ。先ほど議論した2年延長されるものではどうなりますか。

○**新垣秀彦雇用政策課長** これについても引き続き各部局、市町村に募集をかけていますので、その中から被災者に対する事業が出てきたら、被災者については採用は2年という枠があるので、それについては対応していきたいと思えます。

○**渡久地修委員** 県が2人、市町村含めて21人ということですが、この2年間で県、市町村が直接事業をやるという点でどれくらいの人たちを雇用したいという目標がありますか。

○**平良敏昭商工労働部長** なかなかここは難しいところで、市町村あるいは県の他部局等からそれに適した事業がどういったものが上がってくるのかを見ないと、何名という目標はなかなか難しいところがあります。

○**渡久地修委員** 先ほどの2年延長したところで、これから各事業を応募してやりますよね。その際の際の要綱に被災者を例えば必ず雇うこととか、その人たちが対象になるということが入ってきますか。

○**新垣秀彦雇用政策課長** 要綱については先ほど申し上げましたように、震災で避難した人、もしくは3月11日以降に離職した者を踏まえて出した後に、質問にも答えて被災者がより多く採用されるような事業、そのあたりを説明しているところです。

○**渡久地修委員** 事業がいろいろと出てきますよね、Aという事業が出てきたら、このAという事業には避難してきた方とか、そういった方々が一人もいないということがあり得るのですか。

○**平良敏昭商工労働部長** 先ほどの御質疑も含めて、東日本大震災の被災者の雇用を義務づけるということになると、被災者がいない市町村もいっぱいあるわけで、そうなるとうそいった市町村が逆に事業ができなくなります。確かに、

東日本大震災は国全体ベースではそういったことですが、沖縄県の場合は、もともと失業率が高い、これをどうやって改善していくかということが大きなテーマですので、そこはうまく使い分けて、先ほど雇用政策課長が答弁したとおり、東日本大震災で県内に避難されている皆さんが、仕事を求めている場合には、きちんと対応できるような事業を組んでほしい、ということもあわせてやっているのです、そこは事業の内容によって分けていかななくてはいけないと思っています。

○渡久地修委員 とにかく被災者の方々にも適用されるもの、しかし県内の失業者にも対応できるようなものにするわけですね。ぜひ頑張ってください。また沖縄県求職総合支援センターで対応しているということですが、県の総合窓口が3月31日で閉じるということで、それぞれ各部局でやりなさいということになって、県庁の1階にある窓口が閉まるという報道がありました。これは事実ですか。

○平良敏昭商工労働部長 私のほうでは正確には確認していません。

○渡久地修委員 今年度で閉鎖すると新聞報道されています。これは後で確認してください。例えばこういった雇用の問題は商工労働部に行く、福祉の問題は福祉保健部に行くとかそれぞれ個別になると。そうなったら大変なので、何とか皆さんからも総合窓口が必要だということで検討していただけないか。

○平良敏昭商工労働部長 1階の窓口を閉めるかどうかは、先ほど答弁したとおり確認しておりません。少なくとも雇用対策については、1階の窓口があるなしに関係なく、県は沖縄労働局、市町村と連携して事業をやっていますので、今回の基金事業も当然市町村事業、県の事業ですので、あれがなければ雇用政策ができないということにはならないと考えています。

○渡久地修委員 この問題は確かめて後で返事をしてください。新聞の報道では1階を閉めても各課でやるという対応です。ところが被災してきた方々は今までは1階で全部やって、総合的にアドバイスを受けていたものが、住宅課に行きなさい、商工労働部に行きなさい、教育委員会に行きなさいとこのようになるわけです。そういったことではだめだということで総合窓口ができて、大変喜ばれていると思います。閉鎖するということなので、まだ少し早いのではないかということをお願いしたいです。もっと存続させてほしいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員

○玉城満委員 19ページの陳情第128号についてお聞きします。特別自由貿易地域なんですけど、今回の新しい税制がかなり掘り下げられた流れになっています。まだ法案として決定はしていないと思いますが、3月いっぱいには決定すると。そういった情報を聞いて、県のほうに向こうに入りたいという、新たなる展開、企業誘致の展開は今出てきていますか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 特別自由貿易地域については新年度予算で賃貸工場をつくる予定です。これについては希望者の企業が具体化しそうなものが7社あります。さらに別途40社ほど交渉中の方がいます。その中には4月1日から始まる新制度の動向を見きわめて考えたいと、賃貸工場か分譲かということがありますので、そういった企業は交渉中ということはありません。

○玉城満委員 今回の新たなる税制優遇がもっと掘り下げられたと、そういったことが影響していると予測されますか。

○平良敏昭商工労働部長 そういう部分に関心のある企業もおります。例えば、既に立地した企業をM&A、買収して、それを拠点にもっと大きく展開したいという企業も出てきています。今回、特別自由貿易地域、今後国際物流産業拠点地域という形に名称が変わりますが、制度的に大きく変わったのは法人税が従来35%軽減が、40%軽減になったということで、我が国は法人税率、基本税率が引き下げられたことも相まって、大体18%前後くらいの実効税率になるわけですね。それはほぼシンガポール、香港あたりとかなり近い税率になるということと、もう一つは専ら要件、例えば特別自由貿易地域の中で新規に立地した企業が例えば東京で支店を、窓口を開設した場合は税制の対象にならないと、こういったものが制約条件にありました。これは一部緩和されたので、そういった点では少し展開しやすい部分は出てきます。今回の制度が法律が通った後、我々は引き続きいろいろなセミナー等でも説明してPRに努めていきたいということで、今のところはそれが原因で多くの企業が関心を示してきているという、そこまではまだいっていません。これからの我々の取り組みに係る部分だと思います。

○玉城満委員 これまでは県外、海外の企業が誘致の対象になっていたことがほとんどだと思います。県内の企業、40%になったことでこっちに移りたいと、本社を移転させたいという流れはありますか。

○平良敏昭商工労働部長 今、具体的に申し上げることはできませんが、例えば農業関係と製造業の部分がうまくコラボを組んで特別自由貿易地域に進出できないのかという動きはありますが、まだ具体的には形として我々のところへ上がってきているという段階ではありません。県内の企業でも新規の法人をつくって、海外に拡大したいという企業が来れば、当然対象になるので、そういった取り組みは県内にも我々としては、県外、海外だけではなくて、県内の企業にも呼びかけていきたいと考えています。

○玉城満委員 今回の陳情の中には東埠頭の整備ということで、しゅんせつの問題もあると思います。何年か前から言われ続けてきてずっとそのままの状態が続いているということなので、そろそろ本腰入れてやっていただかないと、従来ここにいた企業の皆さんがヒンギヤーヒンギヤー始まっていると言いますか、耐えられない状況になっているので、かなり力を入れてあの辺を活性化させていくということを商工労働部長からお伺いしたいです。

○平良敏昭商工労働部長 玉城委員の御指摘のとおり、県としてあれだけの工業団地を整備して、一般の工業団地はほぼ埋まっていますが、特別自由貿易地域はまだまだこれからですので、航路の問題も含めて取り組んでいかななくてはいけないと思っています。今、土木建築部サイドで実証実験ということで、中城港から鹿児島県のほうに船を就航させていますが、この成果も見ながらいろいろと取り組んでいく必要があると考えています。私自身も琉球海運株式会社などの方々と意見交換はやっているのですが、今後その辺の具体化に向けてどのようにしていくか、やっていく必要があると。当面は物流支援、コストを直接支援する方法で取り組みながら航路についても継続的に取り組んでいく考えではあります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 震災等緊急雇用対応事業の仕組みで、こういった形でどれくらいの金が動くのかについて教えてください。

○新垣秀彦雇用政策課長 今回の条例の延長に伴って、全国で2000億円だったんですが、沖縄県には32億9000万円が追加で配分されております。それを活用して、基本的には平成24年度と平成25年度で等分する形で、県内の知事部局、40市町村に事業の提案の募集をかけて実施していくという流れになっています。

○座喜味一幸委員 どういった仕事で、大体1人頭どれくらいの補助等が出て、どういった効果を出していますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 それはそれぞれの事業主体といいますか、市町村等に提案していただくことになるので、それについては提案に基づいて、提案の状況によって県が採択していくか、採択にならないかということになっていくかと思います。賃金等についてもそれぞれの仕事の内容、事業の内容に応じて市町村等提案者が決めてくることとなります。ただ全体的なスキームとしては人件費が2分の1以上ということがあるので、それをクリアした上でトータルの事業費を組んでいくということになります。

○座喜味一幸委員 各市町村等から事業のプロポーザルがあればどの職種でもいいということになりますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 職種といいますか、成長分野の事業であるということのを要綱等で定めておりますので、それに沿った事業ならば採択されていきます。重点分野は、今後成長が見込まれているということで、介護、医療、農林水産、環境エネルギー、観光、教育研究、情報通信等というところで分野を定めています。

○座喜味一幸委員 トータルとしては県、市町村と連携ということで、それぞれの事業ということで理解していいのですか。

○新垣秀彦雇用政策課長 そのとおりです。

○座喜味一幸委員 今回、臨時から成長分野ということになりますが、これまでの事業の効果を見ると、何か予算執行のための事業に近い部分を感じます。もう少し質を高めるという事業にしてもらいたいという思いがあるのです

が、どうでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 我々において予算執行のためというつもりは全くありません。仮にそういった見方をされるような事例があれば、これは率直におわびをしなければいけません。ただやはり失業されている皆さんは、どうしてもどのように生活していくかということで、臨時的な緊急的な雇用から今後はできるだけ継続性を持ったものに取り組んでいきたいと。全体の事業費が例えば、仮に3000万円や5000万円かかった場合に、その2分の1以上が人件費でなければならないという定めもありますので、そういった範囲内においてより効果的な、できるだけ継続性のあるような、医療、介護など今後急速に雇用も伸ばしていかなくてはならない分野、あるいは観光、農業など、そういったところを重点的にある程度戦略性を持ってやっていくことが、委員の懸念にこたえる取り組みなのかと思います。

○座喜味一幸委員 もう少し事業の中身をPRしてほしいと思います。余り浸透してなくて、いいメニューがあるのに活用していないような思いがあります。

次に陳情第72号についてお聞きします。どうしても中小企業者への貸し渋りという話がよく聞こえます。個別案件についてあえて言いませんが、トータルとして貸し渋り、金流れが重いということをお聞きします。金融あるいは沖縄県信用保証協会等に対して県はどういった指導をして、状況をどのように見ているのか。

○平良敏昭商工労働部長 融資についてはやはりこういった話はどうしても出てきます。やはり貸す側と借りる側の問題だと思いますが、貸す側はやはり回収はどうしても大きな融資ですから、補助金ではないので回収という視点で見ます。一方では借りたいという願望ですね。私も若いころに金融関係、農業金融を担当したことがあります。やはりその辺で借りる側は積極的に夢を大きくこういったことをやりたいから資金が欲しいときです。しかし現実には内容を見ると、いい場合も多いが中には大丈夫かと心配するものもあります。その辺の問題がどうしても借りる側からすると貸し渋りに感じ、貸す側からするとそうではなく事業計画に問題があると。この辺は非常に難しいところではありますが、県としては沖縄県信用保証協会に出資、保証のための基金等へに出資などをやっていますので、定期的に担当課長等、あるいは私も沖縄県信用保証協会の非常勤役員でもあるので、そういったことについては、できるだけ誤解のないようにしっかりと対応してほしいという意見交換は年に数回しております。

す。

○座喜味一幸委員 処理方針の28、29ページのスマートエネルギーアイランド基盤構築事業があります。ここで再生エネルギーの導入や普及に向けた周知、広告を強化していきたいということですが、この基盤事業が中小企業に及ぼす効果、経営に及ぼす効果等が大きいのか、そういった希望があるのか。もう一つは、下にある新エネルギービジョンの実行計画などをとというようなこの2つが中小企業の経営にそんなに効果のある事業なのかを、事例を挙げて教えてください。

○湧川盛順産業政策課長 今すぐこの事業でもって、県内の中小企業に効果を及ぼすというものは少ない状況です。今やっている事業の中でEVバスの改造ですね、そのための事業をやっています。そういったものが具体化していけば、県内の企業でEVバスの改造に関するビジネスが出てくることも考えられます。一方では省エネビジネスも対応しているので、そういったものが実現したら企業にとっては電気料金が低減化していくというメリットが出てくるかと思います。

○座喜味一幸委員 新エネルギーについて話しておきます。国のエネルギー政策が相当変わってきていますが、CO₂削減はおぼつかないと。原発もとまっているので、国が掲げた目標がおぼつかないところまできていると思います。沖縄県エネルギービジョンは当面はその形でいきますか。

○平良敏昭商工労働部長 本会議でも答弁申し上げましたが、やはり3・11の東日本大震災に伴って起こった東京電力株式会社の福島原発です。これがあれだけの事故を起こして、やはり我が国のエネルギー政策が大転換を迫られているわけです。もちろん原発をどうしていくかは今後の議論にゆだねられると思います。いずれにしても国は再生可能エネルギーの導入に大きなかじを切りましたので、我々としても以前の計画でエネルギー全体をどうしていくかということで、エネルギービジョンをつくりましたが、やはりもっと再生エネルギーを導入するという前提で計画をつくり直したいと、見直しをしたいと、次年度に見直しを行いたいという考えです。

○座喜味一幸委員 今回の一括交付金等を含めて、あるいは制度改正等を含めて、観光特区、新産業の特区等新たな制度もできますし、一括交付金もありま

すし、ある意味では産業を新たに興していくという、中小企業を育てていくという、物づくりに入っていくという転換期に入ったかなという期待をしています。中小企業の同友会の皆さんも含めて、地元の声、意見等をしっかりと抱き込んで、気合いを入れて産業振興に頑張っていたいただきたいと思います。

○平良敏昭商工労働部長 座喜味委員のおっしゃるとおりで、やはり今回の新たな振興計画でも新たな法律でも、従来の産業高度化地域、これは沖縄本島を中心に13市町村でしたが、これを全県にできるだけ広げたいと。特に小さな離島の皆さんでも、一生懸命に頑張っ商品づくりをやっていらっしゃいます。残念ながらこれまではそれが税制優遇の対象になっていなかったという反省も踏まえまして、国にも相当説明して、小さな離島であっても平等に制度の恩典が受けられるようにということでやってきました。今後はまさにイノベーション、県内の中小零細企業のイノベーションを起こしていきたいということで、新たな制度も設けておりますので、そういった視点で取り組んでいきたいと考えています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第47号についてお聞きします。東京都多摩市と神奈川県相模原市において公契約条例が制定されたということで、修正の処理方針を出していますが、商工労働部長はこの公契約条例についてはどこが主に所管だと考えていますか。

○平良敏昭商工労働部長 これは労働者の権利といえますか、雇用のあり方という意味では商工労働部が大きくかかわる。もう一つはやはり県全体の問題でもあるので、財政含めて総務部、両方が中心になって対応しなくてはいけないと思っています。

○当銘勝雄委員 以前にもこの問題を取り上げてきました。やはり商工労働部長がおっしゃるように、商工労働部が労働者の立場からこの問題を主体的に取り上げていくべきだと思います。ILOの勧告そのものがそういった趣旨から出ているわけです。そのように認識しますか。

○平良敏昭商工労働部長 働く側という意味では商工労働部はこの問題につい

て、どのような対応をしていくか、ILOも含めて。ただ一方で予算措置ということがあるので、財政を見る総務部サイド、その辺の県全体の問題なのでそのサイドとも相当調整しないとなかなか前に進まないと思います。

○当銘勝雄委員 確かに予算措置は総務部ですが、すべて行政はそうだと思います。最終的に施策を出して、それに対して総務部に認知して認めてもらうということが各部の所管課ですよね。そういうことにおいて公契約条例については、確かに実際に運用するのは土木建築部が大きいと思います。あるいは農林水産部、あるいは教育庁が大きいと思いますが、それを主体的に取り組むのは、商工労働部だと思います。ですから、商工労働部からこういった形にすれば公契約条例の制定を進めることができるのか、という取り組みを商工労働部長が考えないとできないと思います。それについてはどうでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 担当課のほうで関係部局とも意見交換をしておりますが、国のほうが法律が制定されていないというようですが、やはり委員のおっしゃるように特に公共事業関係でいうと土木建築部関係や農林水産部関係が大きいと思います。引き続き関係部局とは意見交換をしていきたいと考えております。

○当銘勝雄委員 確かに国が批准していないという面はあります。しかしここにもありますように、東京都多摩市、神奈川県相模原市、ほかの市町村においても十分検討されてつくられているわけです。国が批准をしなくても必要だという必要性を認めているわけです。そういう意味において、ILOの条約を批准しているか否かに関係なく、必要性を認めるか否かが大事だと思います。ですからそういう意味において、ぜひ商工労働部は沖縄県内において推進をきちんとしていただくということで期待したいと思いますが、それに対してどのように思いますか。

○平良敏昭商工労働部長 確かに働く者の権利といいますか、特に賃金が低い沖縄においては一定のそういった歯どめ策の一つとしてこういった制度もつくる必要があると思います。労働行政を、雇用行政を担当する立場としてそこは強く思います。ただ要は、全体的にはどうするのかという部分で今後関係部局と詰めていこうと思います。引き続きそういった視点で関係部局とは調整を進めていきたいと思います。

○当銘勝雄委員 せんだっての予算特別委員会や本会議でもいろいろと問題になったし、議論もされましたが、例えば、識名トンネルですが、あれは落札率が本体工事の47%ですよ。そうしますとこれ自体が本当に労働者への賃金がどのように払われているか関心を持ちます。全体的にも引き合わない話ですよ。引き合わないものが真っ先にしわ寄せを受けるのは労働者だと思います。そういう意味では、やはり労働行政を扱う立場からはきちんと進めるということが大事だと思いますので、今後各部に対する話し合いもしているということですが、ぜひ継続して率先的に進めていただきたいと要望しておきます。

次に陳情第130号についてお聞きします。EMについての国際貢献について進めてもらいたいということですが。商工労働部は積極的に微生物の優位性についても注目していきたいということで、とてもいいと思います。これは農林水産部とも事前に処理方針の調整はしていますか。

○大城玲子新産業振興課長 この件については農林水産部、企画部、商工労働部の3部局で協議をしております。商工労働部としては、微生物の有効活用も含めた新産業の創出という意味で、企業が頑張っていることに支援をすることに変わりはないと考えております。

○当銘勝雄委員 試験研究は企画部ですよ、実際に実践するのは農林水産部です。農林水産部の意見は何かありましたか。

○大城玲子新産業振興課長 関係3課で協議をしたときの農林水産部の意見は、EMの農林分野での使用については、試験研究機関で試験したところ効果が判明しないということで、平成18年度で試験を終了していることもありまして、普及に移す技術としては今のところ推進はしていないという回答を得ています。

○平良敏昭商工労働部長 私も大分前に農林水産部の研究部門にいたことがあります。そのときに、実証実験をした記憶があります。ところが優位差が出なかったということで、農林水産部は何度かそれをやっていますが、特に優位差が出なかったということで今のような話になっているだろうと思います。

○当銘勝雄委員 前の経済労働委員会でも、優位性がないという農林水産部の答弁がありました。商工労働部長がおっしゃるように、私が農林水産部長のときにも再度農業試験場に対して試験をさせました。確かに優位性がないという

回答がきました。しかし、いろいろな国の、いろいろな地域で優位性があるということで進められています。ですからなぜこのようになるかということが非常に疑問です。いずれにしても商工労働部はそういった形で、優位性について注目していきたいということなので、ぜひそれは進めていただきたいと思えます。それをただ単にEMだけではなくて、EM以外の微生物もあるわけです。バイオ産業の振興の立場から、これはEMだけではなくて、ほかの例えばアガリエ菌がありますよね、そういったものを含めてぜひ推進していただきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情第66号と陳情第72号についてお聞きします。まず第72号についてお聞きします。この中の経過処理方針等の中で、2金利に対する不満が多く、ゼロ金利時代に即した金利にするように金融機関に要請すること、に対する処理方針の中で、軽減を図るとともに利子補給の実施を予定しておりますとありますが、利子補給の実施はどれくらいを予定していますか。

○金良実経営金融課長 来年度の県の制度融資の中で、17ある資金のうちで3資金について利子補給を予定しております。金利の面でいいますと、大きいので1%と1.5%、残りの2資金については1%の利子補給を予定しております。それに係る予算規模は2200万円程度を予算要求しております。

○中川京貴委員 今の説明の中で、この結果ゼロ金利になるということで理解していいですか。

○金良実経営金融課長 さすがにゼロ金利ということになりますと、事業者のモラルの面も出てきますし、補助金ではないので。ただ今回1%を切って0.9%までは最優遇される可能性は出てきています。

○中川京貴委員 やはりこの陳情を見ておわかりのように、産業振興、中小企業を推進するという県の立場、または知事の政策でもあり、そういった団体からの要望が出ていることに対しての商工労働部長の見解をお伺いします。

○平良敏昭商工労働部長 金利については確かに低ければという企業からの要

望はよくわかります。ただ一方で、やはり無利子はなかなか難しいところがあるので、できるだけそれをどの程度で折り合いをつけるかということですので、今回特にこの要望がある以前の段階でも、いろいろと意見交換等でも金利が高いという意見もありましたので、それを踏まえて今回思い切って1%を切る金利のケースもありますので、そういった前提でやはり中小企業の振興をしていく必要があると思っています。沖縄は金利が高いので、これについては引き続き全体の財源も見ながら下げる努力はやっていく必要があると考えています。

○中川京貴委員 次に3申請しても減額された等の声が寄せられるなど沖縄県信用保証協会の審査が厳しすぎることから、金融機関と沖縄県信用保証協会の二重審査を緩和することとあります。過去に沖縄県信用保証協会の保証金を支払って、保証人なしというシステムがあったと思いますが、この二重審査についてお伺いします。

○金良実経営金融課長 やはり金融機関の立場、沖縄県信用保証協会の立場、それは保証を付与する側と実際貸す側の立場もありますし、今、責任共有制度といいまして、沖縄県信用保証協会の保証を付与するにするしても、すべて沖縄県信用保証協会が責任を持つのではなくて、金融機関も一部責任を持つような制度にもなっています。どうしてもそれぞれの立場で審査しなくてはいけません。我々としてはあらゆる機会をとらえてより迅速に中小企業者の必要とする時期、タイミングに融資できるような形を目標にしてやっていただきたいという要望はこれまでも何度も行っております。

○中川京貴委員 過去にそういった二重審査ではない仕組みはありませんか。

○金良実経営金融課長 そういったものはないです。ただ一部の無担保保証人という制度はありましたが、それについてももちろん要件等は金融機関や沖縄信用保証協会でも審査はします。

○中川京貴委員 審査は当たり前ですが、過去に融資を受ける段階で保証金は引かれますよね。そのときに無担保、無保証人というものがあったと思いますが、現在はどのようになっていますか。

○金良実経営金融課長 無担保、無保証人制度は現在もあります。県の小規模企業対策資金の中で特別保証で運営しております。過去に原油・原材料高騰対

策支援資金ということで保証料をすべて県が負担してゼロにしたことはありました。

○中川京貴委員 無利息が過去にあるということですよ。

○金良実経営金融課長 県の制度融資ではなくて、国と県が協調して融資する事業がありまして、高度化事業というものがありますが、その高度化事業の中では、例えばいろいろな法律の認定を受けて計画するような事業に基づく融資であれば、無利子という案件もあります。

○中川京貴委員 なぜこういった質疑をするかと言いますと、過去に国と一緒に協議をしながら無利息の制度を実施した経緯もある中で、無利息にすればモラルの話があるという答弁ではいかがなものかと思えます。また沖縄県は失業率も高いし、企業の倒産等もあって県の産業振興、中小企業に関する陳情ということで正式に出てきているわけですから、県としても一括交付金を活用した一つの起爆剤として、無利息制度も考えてみてはいかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃることもよく理解できます。ただ以前に高度化事業でやった無利息は、あくまで法律の認定等いろいろと要件を受けた企業でなくて団体です。個別企業を対象にしたゼロ金利はこれまでやっていません。ですから、個別企業に対するゼロ金利は非常に現実的には厳しいと思えます。おっしゃるように引き続き金融政策は、特に中小企業にとっては、これは私の個人的な考えではありますが、税制などよりも金融対策が一番企業にとっては重要な部分ですので、そういった金融対策はしっかりと対応する必要があると考えています。

○中川京貴委員 先ほど座喜味委員からも話がありましたように、こういった厳しい状況の中で貸し渋り等があつて、あと少し運転資金があれば会社が保てるという状況の中で、それが出ないということで倒産した企業もあると思えます。この経過処理方針の中で、地域融資動向に関する情報交換をしながら、金融機関に対して要望してまいりたいとありますが、今の商工労働部長の答弁は要望していくという考えでいいですか。

○平良敏昭商工労働部長 貸し渋り、適正な案件に限りそういった問題があれば当然融資すべきであり、要するに先ほども申し上げましたが、貸す側と借り

る側の問題、そういったものもえてして多いと思っています。いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、中小企業にとって金融はある面で命綱でもあるので、そこはしっかりと対応するという事は、要望があるなしにかかわらず、我々は絶えず金融機関に、それから沖縄県信用保証協会には申し上げているところです。新年度の制度でも、沖縄振興開発金融公庫のほうで、従来小規模企業経営改善資金がありますが、これは小規模事業所ということでサービス業であれば5人未満、製造業であれば20人以下の企業しか借りられない無担保無保証の資金があります。これを新年度から沖縄開発金融公庫資金の中でサービス業について10人まで、戦略的な雇用が伸びている介護、宿泊、IT分野については15人まで、製造業は30人までと対象企業の規模を拡大してきていますので、そういう点では無担保無保証の資金が新たに沖縄振興開発金融公庫の資金に加わりますので、トータルで県の資金と国の資金をうまく整備していきたいと考えております。

○中川京貴委員 処理方針の25ページと27ページは関連しますので伺いますが、今度の新規事業で陳情第66号が出ています。この処理方針の中で、個別の取引に関しては、県は関与すべきではないとあります。県の立場も十分に理解できます。ただ、先ほど商工労働部長はいろいろな金融機関について勉強していたという認識をお伺いしたいと思います。例えば、保証人でもない、身内の倒産によって金融機関からの融資が受けられないことについてどのように考えますか。

○平良敏昭商工労働部長 非常に難しい御質疑です。その方がどのようにかかっているのか。確かに連帯保証人はしていないが、この事業を承継しているという、いろいろなケースもあります。ですから、なかなか答え一つでは答弁は申し上げにくいです。

○中川京貴委員 ではここに書かれているとおり、第三者である陳情者に身内の債務の支払い命令、連帯保証人でもないのにそういった事例があった場合は、沖縄信用保証協会から融資を受けられないことは事実ですか。

○金良実経営金融課長 こちらのほうには、身内に同一事業をやっていたために保証ができませんと表現されています。しかしこの案件に関しては、沖縄信用保証協会に確認しておりますが、そういった形で保証を断ったわけではないと。あくまでもこの方がやろうとしている事業の中身、将来性や高金利の資金

を一部借りて既に事業をやっている部分もあるようで、そこで返済するための借りかえという部分があって、要件的に合わないので保証できないという説明をしているようです。ただ御本人になかなか納得していただけなかったという現状があります。ただ今回の件に限らず一般論的なものであれば、ケース・バイ・ケースであろうかと思えます。そういった事例が全くないとはいえないと思えます。

○中川京貴委員 先ほど聞いたのは、普通の銀行は例えば、兄弟や家族が倒産したとしても、その会社に保証人とか関連していなければ新たな事業を起こすときに融資を受けられると思います。しかし、信用保証協会は身内にそういった方がいたら、その時点で借り入れはできないかということです。

○金良実経営金融課長 原則として、連帯保証人等でなく事業も継続していないということであれば、きちんと保証を受けることはできます。

○中川京貴委員 ぜひ今答弁されたとおり、沖縄県信用保証協会とも相談しながら、過去にも例があるかということも調査しながら、個別の話ではなくて、中小企業を初め多くの関係者から陳情が出ていますので、沖縄県の産業振興ということで、商工労働部として取り組んでいただきたいと要望いたします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 陳情第195号についてお聞きします。陳情者は1000万円の支援をしていただきたいとしていますが、県は600万円を計上しましたということで、陳情者の額に対して6割が認められたということですが、この額について陳情者も納得といいますか、合意の上ですか。

○金良実経営金融課長 陳情者のほうとしては、やはり600万円にさらに上積みできないかという要望は持っているようです。しかし我々のほうとしては、過去数年の他府県の全国大会の状況等を加味して、今回600万円の予算要求をしました。参考までに過去5年間の平均を申し上げますと、490万円です。我々としては、この開催経費そのものの上積みはなかなか難しい面もあろうかと考えています。例えばMICEであるとか、観光の面の受け入れの関係、物産の関係などほかの形での支援ができないかということで調整を進めています。

○仲宗根悟委員 この陳情団体の皆さんは8000名を目標に来ていただこうかと、その8000名の波及効果は物すごいものがあるのではないかと、それで1000万円の支援ができないかということが言い分ですよね。しかし県は600万円の予算計上をしております。600万円ではまだまだ上乗せを要求しながら、今の段階は600万円はまだまだ上乗せ部分がないかという段階ということで理解でいいでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 要請した団体からしたら600万円は御不満だと思います。他府県の事例、沖縄県に8000名、実際はそのくらいいいかと思います。いずれにしてもそれだけの皆さんが沖縄に来て会合をしてもらう一つのMICEという視点を踏まえて、600万円を計上しました。また復帰40周年の記念事業の一つとしても検討しておりますので、その辺も含めて600万円という額で理解をしていただきながら、また別の財団法人沖縄観光コンベンションビューロー等の企業で該当するものがあれば側面からの視点はありますが、補助金としては600万円という対応で考えています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第60号の2、陳情第65号について関連してお聞きします。現在、与那国町は焼却炉がないということで、そこを除いた40市町村に対しての瓦れきの受け入れを要請しているということ、先日のニュースで聞きました。市町村の状況、賛否両論あると思いますが、その状況や内容を教えてください。

○平良敏昭商工労働部長 今のところ各関係部局に具体的に受け入れる、受け入れないも含めて特に連絡はありません。

○辻野ヒロ子委員 市町村別に1000名くらいの避難者がいるということですが、人数を教えてください。

○新垣秀彦雇用政策課長 我々のほうでは市町村ごとの数字は把握しておりません。

○平良敏昭商工労働部長 1階の受け入れ窓口では市町村ごとに把握してデータを持っています。たまたま商工労働部としてはデータを持ってはいません。

○辻野ヒロ子委員 やはり今回、東日本大震災にかかわる陳情ですのでその辺の数字の把握はきちんとやっていただきたいと思います。実は石垣市でも支援する、ちむぐくるの会が民間レベルで発足されました。サポーターが140名くらいいて、市民に協力をお願いをしながらサポーターをふやしています。石垣市だけでも30人くらいの被災者の方を受け入れています。そういった中で、特に岩手県や宮城県あたりの方については県の支援もありますが、そのほかの県から来ている自主避難者について雇用や住宅の問題が出てきています。そのあたりについての県の考え方をお伺いしたいと思います。そういった方々の支援もやっていただきたいという要望も強いのです。

○平良敏昭商工労働部長 その窓口は知事公室ですので、商工労働部として対応方針は所管しておりませんので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

○辻野ヒロ子委員 やはり横の連携もしっかりととっていただいて、ぜひ団地を優先的に貸してほしいなど、土木建築部も影響してきますし、地元から家賃の補助をしてほしいという要望も出ております。市町村との連携がやはり大事だと思います。そういう意味では今回の処理方針の中に出てくる、緊急雇用創出事業臨時特例基金というものが、2年間で32億9000万円ということでしたが、それについての市町村とのレクチャーはきちんとしていますか。

○新垣秀彦雇用政策課長 全市町村とやっております。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ全庁的に関連する部局がありますので、その辺とも連携していただいてやっていただきたいと思います。例えば、石垣市からの陳情で、農林水産部関係ですが、デイゴヒメコバチの事業に雇用のもをいただきたいという話もありますが、部局が違うからそれはできないという言い方ではなくて、しっかりと連携をしてそれにもやっていただけることが必要だと思います。ぜひこの事業の内容とといいますか、資料として私たちにもいただきたいと思います。ぜひ市町村からのいろいろな声もありますので、皆さんの部局だけではなくて、連携していただいて各部局の全庁的な取り組みを、せつかくの事業ですので活用していただきたいと思います。

○平良敏昭商工労働部長 辻野委員の御指摘はそのとおりだと思います。先ほどのデイゴヒメコバチの話ですが、私も科学技術統括監をやっているときに、ちょうどそのころにそういった問題が出て対応しておりました。今回の件については、農林水産部長とも話をし、農林水産部できちんと予算措置をするということでした。デイゴヒメコバチの場合は、1回の防除では効きません。毎回継続的にやらなくてはいけないという問題があって、それをどうしていくかについては農林水産部のほうで、試験研究機関等でも研究を何年か前から続けていますが、まだ効果的な防除は、今の注入方式しかないということで人手を要します。そういう点でかなりの雇用が必要になると思います。そこは農林水産部のほうで事業立てするということですので、御理解いただきたいと思います。雇用についてはおっしゃるように市町村と十分に連携してやっていかなくてはいけないと思います。各地域でニーズも違うと思います。那覇市と離島、離島の中で宮古島と石垣島でも違うと思うので、その辺のことも市町村と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 陳情第195号についてお聞きします。せんだって質疑をして、こういった全国大会を沖縄でやっていただけることは大変結構で、大歓迎です。いろいろな各種大会が催されるわけでありまして、前回の質疑のときには助成の基準をつくられるということでしたので、この600万円の考え方を教えてください。

○金良実経営金融課長 まず600万円の考え方については、どの程度のお客様が来ていただけるかという観点から、観光に与える影響や経済面に与える影響。また他府県の動向等を加味して今回600万円の金額に落ちついております。ちなみに、投資先基準としてはほかの部局も確認しましたが、それぞれ投資先基準はないということで、それぞれ個々のケースによって考えているということでした。

○玉城義和委員 平成25年3月ということは、来年の3月ということですね。それでは困ると思います。これは税金を使うわけですので、だれが見てもなるほどと言える基準がないと、その都度政治的判断をするのはやるほうもなかなか

が大変でしょうし、やはりこれを契機にして各種大会助成基準要綱のようなものをつくったほうがいいのではないのでしょうか。考え方みたいなものを出していかないと、多いとか少ないとかの話になって、県がやるにとしては少はずさんといえますか、アバウト過ぎると思います。前回、私が質疑したときには商工労働部長は、基準をつくりましょうとおっしゃっていましたので、私はつくったのかと思いました。

○平良敏昭商工労働部長 前回の答弁は、商工労働部としては今後どういった方向でやるのか、基準等も含めて検討してみたいということでした。その後、特に観光サイド、文化観光スポーツ部等ほかの部局を含めていろいろと調べてもなかなか個別ケースでまちまちで、基準はつukれないのではないかという話がありました。商工労働部としてもいろいろと検討しましたが、逆に基準をつくることによって、これに該当しないと対応できないとか、当初想定しなかった事例等も出てくる可能性があるのも、なかなかそこが難しく、やはり基準は難しいのではないかということで、今回は予算措置として他府県の事例等を含めて600万円にしたということで御理解ください。

○玉城義和委員 例えば参加人数、滞在日数、県内でのイベントの内容など、幾つかの基準はあると思います。そういったもので大枠をつくっておかないと、それは難しいと言っては、そのときどきの部長の判断とか、各部局にまたがることもあるだろうし。我々が見て600万円が高いのか安いのか分かりません。ですから何を基準にしているのですかと聞いても、基準はないと言われると身もふたもない話で議論になりません。ほかの団体がやったときにどのように対応するのかということも出てこないし。いろんな団体がいろんなことをやっているわけです。やるからには全庁的に、私は単一部ではだめだと思います。全庁的に大まかな基準をつくっておかないとだめだと思います。提起して全庁内でそれを早目につくるように、そういった取り組みをしていただけませんか。

○平良敏昭商工労働部長 玉城委員のおっしゃることは前回の経済労働委員会でも伺っており、幹部会議でも総務部長含めて関係部長にそういった意見があったということで、何らかの検討が必要ではないですかと話はしました。しかし、なかなかつくりにくいということで、現在に至っているわけです。引き続き話してみたいと思います。ただ現実的にそれをやった場合に、今度はどのような問題が出るのか。例えば、内容によっては県の補助はいらぬというケースもあります、みんながみんな申請してくるわけではありません。そこでそ

ういった基準をつくってしまうと全部出すのかといういろいろな問題があるので、こういったことも含めて検討する必要があるかと思います。

○玉城義和委員 申請されていないものを心配する必要はないわけです。申請することを対象にして話をするわけであって、申請しないものについてどうするかいうことは話になりません。いずれにしても大枠をつくらないとこれからも議論になると思います。知恵を出して検討してください。

○玉城ノブ子委員長 先ほどの渡久地修委員に対する答弁をお願いします。

○平良敏昭商工労働部長 先ほどの渡久地修委員の御質疑に対する答弁をいたします。県庁舎1階は委員の御指摘のとおり今年度限りで閉めて、スタッフは防災危機管理課に移るということで、事務所を6階にし、基本的な対応は窓口一本化ということで、防災危機管理課で対応するようです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第31号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの乙第31号議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成24年第1回県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書の90ページをごらんください。

乙第31号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、森林の保全及び森林資源の利用による林業・木材産業等の活性化を図ることを目的に、平成21年10月29日から平成24年3月31日までを設置期間として施行しているところであり、本議案は、国がさらに3年間事業実施期間を延長することに伴い、本県においても、同基金の設置期間を平成27年3月31日まで延長するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案の説明を終わります。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第31号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この基金条例は活性化を図るための事業ということですが、どのように事業を計画していますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 この事業については、森林保全及び木材利用促進基金は東日本大震災の復興を早期に図るために復興に必要な木材を安定供給するとともに、内需拡大型産業である林業、木材の産業を活性化することを目的として国が11月の補正予算で計上して、今回平成26年度末までの延長ということがされていきました。中身としては平成24年度はこれから詰めていく形で、協議会を立ち上げてその中で間伐、木材加工施設などこういったことを平成24年度の協議会の中で決めていきます。今回は基金を延長して国庫分を入れるということです。

○渡久地修委員 金額は幾らですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 国からは5600万円を歳入として見込んでいます。

○渡久地修委員 延長するということですが、今年度までありましたよね。今年度までは幾らの予算で何をやりましたか。

○謝名堂聡森林緑地課長 平成21年度から平成23年度まで約1億円の基金を執行しました。まず平成21年度はデイゴヒメコバチの病害防除、地域材の利用開発ということで、デイゴですとかいろいろな県産材を利用した化粧合板の製品開発。平成22年度は木造の公共施設ということで、島尻養護学校の内装、東村の保育園を木造で設置したり、木製の防風工ということで保安林の中の防風工を木造でやろうということで、その利用開発。平成23年度については、食洗機に対応する漆器の開発とか、小径材を利用して屋外の耐久性の木材、学童机等の新たな材での開発などもろもろを検討しまして、約1億円くらいを執行しました。

○渡久地修委員 琉球漆器の洗浄機に耐えられるものを開発していると。それは商工労働部でもやっていますよね。農林水産部でもやっているということで期待していますが、完成しましたか。

○謝名堂聡森林緑地課長 年度内ということでもうしばらくしたら仕上がります。

○渡久地修委員 商工労働部では多分3つの樹種を使って、最終的にはホルトがいいのではないかとということで、それに絞っていくようですが、皆さんは何の樹種を使って最終的は何に絞っていきますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 農林水産部では4つの樹種を試作しております。従前の使用樹種としてはセンダン、それ以外に今回新たな樹種としてはリュウキユウマツ、クスノキ、ソウシジュという3つを加えました。具体的な絞り込みについては平成24年度にモニタリングということで、実際に那覇市内の小学校で利用してもらいますので、その結果も踏まえながら絞り込みをしていきたいと思えます。

○渡久地修委員 私たちはヤンバルの調査に行ったときに、漆器に使うと言ってエゴの木を植えていました。植えていますが育っているところもあるが、育っていないところもありました。なぜエゴの木を使わないのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 これまでの漆器の樹種としては一般的にデイゴとエゴが中心でした。今回は新たな利用開発ということが一番の目標でして、でき

れば従来の樹種の中でも資源量等もいろいろと勘案しまして、材の供給量の多
 そうなものから選定をしました。

○渡久地修委員 ぜひ頑張ってほしいと思います。これを全部の学校給食に、
 食器洗い機に耐えられるようなものが開発されるとすごい経済効果、林業にと
 ってもいいと思います。しかし聞くところによると、開発しても提供する木材
 が提供できないと言っていたのですが、本当でしょうか。

○謝名堂聡森林緑地課長 材の供給が難しいということですが、今、我々が調
 査している県内の資源量としては十分にあります。ただ皆伐とか、いわゆる伐
 採の部分がありますので、例えば16万人の生徒が必要な分を一気に供給するこ
 とは厳しいと思います。材の資源としてはありますので、供給の方法を検討し
 ていけたら十分に対応できると思います。

○渡久地修委員 ぜひこの事業、皆伐とか、天然林をどんどん切ると材木がな
 くなってくるので、やはりこういったものに使用できるものを選んでやってい
 くという沖縄県にあった林業のあり方を研究することを含めてぜひ成功させて
 ください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第31号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成21年第129号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明
 をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから陳情案件について、処理概要を御説明
 いたします。

お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今、委員会に付託されております陳情案件は、継続13件、新規5件でござい

ます。

それでは、陳情18件について、御説明いたします。

なお、継続陳情7件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので説明を省略させていただきます。

継続案件の陳情平成23年第54号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

10ページ目の下から7行目のアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

前回、ホームページで協力金徴収の表示のある業者を49事業者から54事業者へ、また、任意であることを説明している事業者が37事業者から42事業者へと修正しております。

次に、陳情平成23年第78号につきまして、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

12ページのアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

調整するとともに河口域における漁場保全の観点から、沖縄振興特別推進交付金を活用して、赤土等流出に対する漁場環境の改善のための調査を、平成24年度補正予算で対応できるよう進めているところであります、と修正しております。

次に、陳情平成23年第115号の2につきまして、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

14ページ目の4行目のアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

前回、農林水産物流条件不利性解消制度の創設を国に対して要望していると記載していましたが、農林水産物流条件不利性解消事業として、約36億円を平成24年度予算に計上しているところであります、と修正しております。

次に、陳情平成23年第134号につきまして、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

17ページ目の4行目のアンダーラインを引いている部分を追加しております。その部分について説明いたします。

現在の状況としましては、クラガーへの雨水の流入をスムーズにするため、クラガーのみ口改修について、地元の同意を得て、平成24年の梅雨時期までに工事を終了させる予定です。また、効果的な対策として、クラガー前に設置している沈砂池の拡張を行うため、平成24年度に県営水質保全対策事業を採択することとしております。今後の排水対策として、海域までの排水ルートを確保

するため、平成23年度は現地調査を実施しており、平成24年度は予定ルートを選定するためのボーリング等を実施する予定であります、と文言の追加を行っております。

次に22ページをお開きください。

陳情平成23年第151号においても、同様の修正を行っております。

次に、陳情平成23年第185号につきまして、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

23ページ目の下から8行目のアンダーラインを引いている部分を追加しております。その部分について説明いたします。

また、新川川河口については、流域内の農地や市街地等からの赤土等の堆積があるため、新川川河口域における漁場保全の観点から、沖縄振興特別推進交付金を活用して、赤土流出に対する漁場環境の改善のための調査を平成24年度補正予算で対応できるよう進めているところであります、と修正しております。

次に新規陳情について説明させていただきます。

26ページをお開きください。

陳情番号第6号の2、陳情区分新規、件名北部振興支援対策の拡充等に関する陳情、陳情者名護市議会礎の会会長、長山隆外3人であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

北部地域の活性化や雇用の確保を図る上で、農林水産業の振興が重要であります。そのため、園芸品目、肉用牛、養殖魚介類等の生産拡大を図ってまいります。菊、ゴーヤー、マンゴー等の園芸品目については、台風等災害に強いハウスの整備など生産体制の強化や輸送コスト低減対策、販売促進等を推進してまいります。パイナップルについては、種苗の確保や選果機の導入等の整備を行うとともに、生食用新品種の開発普及を推進してまいります。畜産については、草地造成・畜舎等の整備を行うとともに、系統造成豚を活用した独自ブランドの育成・拡大を図ってまいります。また、かんがい施設等の生産基盤の整備や防風林等の農地保全対策を推進してまいります。水産については、水産物鮮度保持施設や漁港等水産生産基盤の整備など、生産・加工・流通対策を推進してまいります。

27ページをお開きください。

陳情番号第13号、陳情区分新規、件名デイゴヒメコバチ防除事業の継続実施に関する陳情、陳情者NPO花と緑の石垣島代表理事波平長吉であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

平成23年度におけるデイゴヒメコバチの被害は、平成22年度から実施してきた薬剤樹幹注入及び剪定等の防除対策を講じてきたことにより減少しております。県としては、今後とも防除対策を実施するため、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄らしいみどりを守ろう事業により2800万円を平成24年度予算に計上しております。また、市町村が実施する補助事業として、平成23年度に引き続き全島みどりと花いっぱい運動事業で421万円を予算計上しております。今後とも、関係機関、市町村等と連携しながら防除対策を実施し、デイゴの保全に努めてまいります。

29ページをお開きください。

陳情番号第35号、陳情区分新規、件名農業協同組合に関する陳情、陳情者喜納貞信であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県は、農業協同組合に係る当該案件について、平成24年2月14日、第三者機関で相談窓口であるJAバンク相談所に対し情報提供を行いました。これを受け、JAバンク相談所は、農業協同組合に対し陳情者と話し合いを持つよう申し入れ、現在、陳情者と農業協同組合との間で話し合いが行われているとのことです。今後とも、農業協同組合に係る個別取引については、JAバンク相談所に紹介する等、話し合いを持てるよう指導してまいります。

次に31ページをお開きください。

陳情番号第60号の2、陳情区分新規、件名大震災・福島原発事故からの避難者の支援策の推進を求める陳情、陳情者つなごう命沖縄と被災地をむすぶ会共同代表伊藤路子外1人であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

東日本の魚介類の放射性物質については、水産庁が週1回程度のサンプリング調査を行っています。その結果、沖縄海域へ回遊する可能性のある、カツオ等の広域回遊性魚類については、暫定基準値を超える数値は検出されておられません。県外から移入される魚介類については、国が公表する水産物放射性物質調査結果等を卸売市場や各漁協へ提供し、産地確認等の指導を行っているところであります。また、県中央卸売市場の卸売会社に対しては、出荷制限されている青果物が流通することのないよう、産地確認などの実施を指導しているところであります。県では、5月を目途に流通する食品の定期的な監視調査を実施するとともに、県内民間検査機関に放射能測定機器を整備することから、必要に応じて放射能測定を行うよう卸売会社に指導してまいります。

次に32ページをお開きください。

陳情番号第65号、陳情区分新規、件名東日本大震災に伴う放射能汚染瓦れきの沖縄受け入れの撤回を求める陳情、陳情者沖縄県生活と健康を守る会連合会会長仲西常雄であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県では、耕作放棄地の解消を図るため、市町村や農業委員会等と連携し、農地パトロールを徹底するとともに、耕作放棄地対策事業の活用などにより、農地の再生利用に取り組んでいるところであります。この結果、平成22年度は、耕作放棄地対策事業による約73ヘクタールの再生利用を含め、全体で約400ヘクタールの耕作放棄地を解消したところであります。県としては、関係機関と連携し、耕作放棄地の解消による地産地消を推進するとともに、亜熱帯の地域特性を生かした農水産業の振興を図ってまいります。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第134号、陳情第135号、陳情第151号についてお聞きします。糸満市真栄平地区の農業試験場周辺の冠水地です。真栄平地区については9月補正予算で調査をしたわけですね。調査概要をお願いします。

○玉城肇村づくり計画課長 補正予算によってかんがい排水調査計画費を確保しておりまして、892万5000円の調査費を使っています。平成23年11月29日からその調査に着手しています。調査内容としては、糸満市南部地域の配水状況の整理、排水対策の内容、対策順位の検討、排水路等の概算工事費の算定。もう一つは事業を導入するに向けての計画概要書。これは真栄平地区の池の拡幅についてその概算事業費の規模などについて計画を詰めているところです。ま

た真壁地区においてはボーリング調査において、水位計を設置することによって水位の動向について今後調査を継続するというので、そういったものについてかんがい排水調査計画費を活用して調査をしております。

○当銘勝雄委員 これまで経済労働委員会で2回にわたって調査をしました。大まかに言ってクラガーを通したほうが絶対的にいいのではないかということが、周辺からも聞かれました。それについては今までの調査結果からはどうでしょうか。

○玉城肇村づくり計画課長 クラガーに関しても調査をして、ちょうどクラガーの手前にある池からクラガーへの水道、その送水性に課題があるのではないということも地元との意見交換の中でも出ていましたので、それを調査して、手前の池からクラガーへの通水の、配水自体も改修するというので、現在それについては3月末に着手して、梅雨時期までに排水路の改修をする予定です。

○当銘勝雄委員 そうしますとクラガー前の通水路といいますか、それを改修してクラガーに流し込む。このクラガーの中は入れないという話でしたが、その辺の状況はどうなっていますか。

○玉城肇村づくり計画課長 確かに、クラガーの中自体は最終的には米須の海岸まで行くようなドリーネになっていますので、その通水能力についてはなかなか検証するには時間がかかります。ただそういった中で、最終的には通水能力に課題があるので池を拡幅することによって、それを今までたまっていた湛水に対して対応できるような池の拡幅。この規模としては2ヘクタールくらいの用地を確保して10万トンくらいの調整池の容量をふやすということで、これについても地元と調整を進めていまして、何名かの地権者の合意を得られている状況です。前回の経済労働委員会でも申し上げたと思いますが、調整池の拡幅は有効な手段ですが、後々はどうしてもクラガーの詰まりの懸念が出てくる可能性があるので、池の拡幅した部分からさらにその部分の上水を海域に流すことも含めて、排水路の計画を現在進めています。その一環として来年にはボーリング調査とか、地下水の流動の解析などもやる予定です。

○当銘勝雄委員 貯水池は2ヘクタールくらいにするということですが、今の何倍くらいになりますか。

○玉城肇村づくり計画課長 今回の調整池自体が1万6000トンくらいあります。現在用地の拡幅を予定していますが、10万トンですので約6倍程度になると予定しています。

○当銘勝雄委員 非常に有効だと思います。今度クラガーに流し込んで途中で詰まって、地域周辺に迷惑がかかることがあってもいけないと思いますが、その辺の状況がわかりませんが、どうなっていますか。

○玉城肇村づくり計画課長 クラガーの能力についても以前は毎秒1.6トンでして、近年では0.9トンあるいは0.5、0.6トンと通水能力が低下している部分があります。そういった中でのみ口の改修は応急的な対策としては非常に有効だと思いますが、最終的にこの水をクラガーに流していくと現在のクラガーの通水能力の低下状況を考えますと、これをずっと活用していくことは非常に危険だということで、そういった意味で10万トン規模の拡幅をします。さらにその池で10万トン規模である程度の解消は図れると思いますが、やはり水の出口が必要になりますので、それをクラガーではなくて排水路を新たに設置することで対策を立てると。その排水路についても海域へ流すので、大規模な排水路というよりも調整池でためた水を一定量、小規模に流していくような排水路を検討しています。

○当銘勝雄委員 それについては頑張って次の梅雨時期までには、効果が発揮されるようにしてください。これと関連する農業研究センターの西側道路ですが、ここも一体として土地改良事業及びという形で出ていますが、これは試験場ができない前から冠水地帯ですよ。これは何が原因ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員の今のお話のとおり、農地からも周辺道路からも全体的な原因でそうなっていると聞いています。一つの方法としては、今農業試験場では水がたまったものを動力を使って排水溝に流しています。常時一定量がたまらないような形で短期的にやっています。さらに今道路のほうには細い排水路しかないの今回拡幅して流れやすいようにします。長期的には糸満市と相談する必要がありますが、土地改良事業でやれる部分と糸満市でやれる部分といろいろあると思いますので、これから調整をしていこうということで話し合いをしています。

○当銘勝雄委員 もちろん農業研究センターができる前からそこは、大雨のと

きには冠水する恐れがありますという看板が立っていますよね。農業研究センターができたものだから水の流れがある意味では集中的に速くなったと言えます。その辺の地域は農地もあるので、早目に解決するべきだと思います。糸満市からも糸満市議会からも陳情が出ているので、一緒になって解決するという方向でやるべきだと思います。今のものを、つまり西側に配水をするのか。今、真壁地区のほうに流すことになるのか、処理方法はこういった状況ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 短期的な話で排水路を拡張したり、ポンプで流していますが、恐らくこれは調査を入れてやらざるを得ないのかと。そういう意味では幸い農業試験場が農林水産部の所管に戻りますので、そこも含めて糸満市とよく相談しながら全体的な調査の中でそれぞれの役割があると思いますので、その辺を整理する必要があると思います。

○当銘勝雄委員 前回、調査に行ったときに糸満市の市議会議員が、これは今までのやり方ではだめだと。要するに西側に流すべきではないかということを書いていました。新たな排水路をつくることは、地域住民が納得しないと思います。ある農家の方は、もともと真壁地区の南側には自然の排水路がたくさんあったが、土地改良事業でこれがつぶされていると言っていましたので、これも含めて調査をして対応すべきだと思います。土地改良したときの過去の状況はわかると思いますので、対応していただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず陳情第115号の2の農林水産物条件不利性解消制度、陳情第6号の2の農林水産業の振興を図ることについてお聞きします。沖縄振興計画について、今、国で新たな法律策定をしていますよね。ここで農林水産業の位置づけが新たな法律でどのようになっているか御存じですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の法律の中では国が基本方針を定めて、基本方針のもとに県としての基本計画が策定されます。基本計額が事業メニューとして上がってくる形になると思います。それに対して農林水産業についても助成をするという項目が入ってしまっていて、それに基づいて支援される形になると思います。

○渡久地修委員 現行沖縄振興特別措置法の第6節、第62条に農林水産業の振興がありますよね。これはどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回の新しい法律は、今まではどちらかというと国が基本計画をつくって、それに基づいて例えば農林水産部でしたら分野別計画を県で定めていました。今回の法律は県全体として沖縄振興計画を策定するということになっていまして、それに対して支援を行うことになっています。農業支援に対しても振興の助成をすると書いていました。細かい表現については申し上げられませんが、助成をすると記載されていたと記憶しております。

○渡久地修委員 現行沖縄振興特別措置法第6節、第62条の資金のところ、国及び地方公共団体は第60条第5項の規定により同意を得た農林水産業振興計画に基づいて行う事業に対して必要な資金の確保その他の援助に努めるものとするがあります。これが改正沖縄振興特別措置法案では全部削除されています。

○比嘉俊昭農林水産部長 新しい計画は振興計画をまず県で策定をすることになっています。その振興計画の中に観光や2次産業、1次産業などを網羅させた形で計画をつくっていますので、それに対して支援をするとなっていると思います。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、現行沖縄振興特別措置法第62条が削除されていることについて、質疑が保留され、資料を確認し次第、後ほど答弁することとなった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 同じ農林水産業との関係で、予算特別委員会するときにもお聞きしましたが、さとうきびが非常に大変な事態になっているということで、あのときは収穫量が60万トンを超えると、復帰後最悪だとおっしゃっていました。その後JAに聞きましたら、もっとひどい状況だと、50万トンを超えるのではないかという話をやっていたのですが、これはどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、製糖工場関係は収穫をやっています。当初、収穫しない前は65万トンということでしたが、収穫していくに従って少ないということがあります、現段階で54万トンという数字が上がっています。

○渡久地修委員 これは復帰後最悪ですが、戦後最悪ですか。過去最悪ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の話を聞きましたら、分みつ糖工場ができる以前の数字になるのではないかと。詳細には整理していませんが、要するに含みつ糖のときの数字になるのではないかと話を聞いています。

○渡久地修委員 JAの方から話を聞いたら、50万トンを切るのではないかと心配していましたが、それはどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 厳しい状況だとは聞いていますが、50万トンを切るかどうかははっきりした答えはできません。ただ厳しい状況だということはありません。

○渡久地修委員 この損害は、直接さとうきびは40億円と言ってましたが、あのときは60万トンを切る段階でした。今、54万トンとなると幾らの損害になりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 50億円から60億円になると思います。

○渡久地修委員 そうしますと、いわゆるマイナス経済波及効果、影響、県経済に与えるマイナスの影響はどのくらいになりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 50億円でしたら、県への影響は200億円、60億円でしたら、県への影響は240億円になります。

○渡久地修委員 これは雇用問題などに発展してきますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 生産は減少しますが、定期雇用については問題はないと思います。ただこれまで賃金職員とか一時期収穫労働をやっているものが短くなったりする可能性はあります。

○渡久地修委員 過去最悪の事態になったときに、先日の予算特別委員会であっていましたが、共済制度はもちろんありますが、今後入れていくとか。今後の対策としてはいいと思いますが、特別な対策はとらなくて大丈夫ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、国は鹿児島県、沖縄県を含めてですが7億円の予算計上をされていて、それを平成24年度から施行すると。これは特に病害虫関係を中心に。県としても4月の補正があるので、そこに向けていろいろと関係部局とも調整をしながら何らかの形で生産対策ができる形で調整をしております。

○渡久地修委員 54万トンとなると、特にさとうきびが中心の離島などは、私たちが想像している以上の大打撃だと思いますが、そういったところにはどういった対策をとっていますか。あるいはそこからは県に対して要望はありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 JAからも要望がありまして、これについては苗の確保です。やはり苗がないといろいろな対策をしても生産につながらないので苗の対策とか、肥料代の話、株出し管理をどうするかという要請があります。それと並行しながら、昨年9月ごろからどういった対策が打てるかということで対策を打ってきていますので、今回は補正も含めて、あるいは国に対しても12月の価格決定の時期にこういった厳しい状況なので、しっかりと国も予算をつけてほしいと要望して7億円つきました。我々としてももう少しきめ細かく対応しようということで、補正の中でも取り組んでいこうと。JAと製糖工場それぞれで予算措置をして生産農家に対して支援をしていこうと考えています。

○渡久地修委員 54万トンあるいは50万トンを切るとなったら、離島も沖縄本島も平均して落ち込んでいますか。特に落ち込みがひどいところはありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 特に沖縄本島の被害が大きいようです。

○渡久地修委員 いずれにしても、私が聞いた範囲では50万トンを切るのではないかと心配の声がありました。そういう意味では、その対策を強めていただきたいと思います。

次に陳情第19号についてお聞きします。比嘉農林水産部長が部長になって、皆伐がとまったということで大変評価しております。県営林でのこれまでの皆伐の歴史、流れを大まかにいうと、県営林では皆伐はとまっていますよね。これは引き続き県営林での皆伐はやらないという方針でいいですよ。

○比嘉俊昭農林水産部長 前々回の経済労働委員会でも申し上げましたが、要するに面積によっても皆伐のやり方があると思いますので、縮小した形の皆伐はあるでしょうし、択伐もあるでしょうし、いろいろな場所やケースによってやり方があると思います。まずはゾーニングをやるのが大事だと思います。要するに、残すべきもの活用するものと分けて、それを確認しながら使う部分についてはどういった手法で伐採をしたほうがいいのかという検証をしておりますので、そういった全体的な調査結果を踏まえて、あるいは県民からの意見も聞きながら、提案もしながら進めていこうと考えています。

○渡久地修委員 県営林の皆伐は比嘉農林水産部長になってとまっているという点では今後ゾーニングなどとおっしゃっていましたが、私は皆伐方式は今の時代に合わないのでやめるべきだと思います。先日、国頭村の山ですが、あそこが自然保護団体から刑事告発を受けていますよね、それについて中身と見解についてお聞かせください。

○謝名堂聡森林緑地課長 今回、市川弁護士外4名の方々が国頭森林組合長について告発しております。内容については、国頭地域の伐採地にノグチゲラやヤンバルクイナなどの存在を知っていたにもかかわらず、許可を得ずに伐採、搬出を行ったと。またあわせて、石川街路についても同様の趣旨で伐採を行ったということで告発をしていると伺っております。ただ、内容については我々のほうも警察のほうで受理をしている等々についてもまだ状況が把握されていない状況ということです。その状況を見守っているという状況です。

○渡久地修委員 皆伐の問題は、世界自然遺産にも登録するということが大きな流れになっている状況ですから、林業のあり方は先ほどのもので私たちはずっと提案していますが、沖縄型のきちんとした林業を発展させてください。そういう意味では皆伐はぜひやめていただきたいと思います。

次に陳情第35号についてお聞きします。農業協同組合が合併していく過程で、いわゆる不良債権がひどい取り立てで自殺者も出たという訴えを私たちのところに何度も寄せられて、私たちも現地調査に行ったりしています。県がきちん

と監督権限を生かして、きちんと指導をするべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 この案件は農業とは関係ないことになっています。これは個別の話なので申し上げることができません。農業の貸し借りの話ではなくて、別の貸し借りの中で話し合いがされていなかったということがありまして、今回はしっかりと話し合いをする必要があるのではないかとという提案をしまして、また委員のおっしゃるように、農業関係の貸し借りをしたときにしっかりと返す仕組みをやる必要があるということで、県のほうでもそういう検討会を立ち上げてしっかりとフォローする仕組みでやってほしいと常々農業協同組合には話をしていきますので、今後も引き続きそういった案件についてはしっかりとやるようにということで、話をしていきたいと思います。

○渡久地修委員 農業は関係ないとおっしゃっていましたが、農業協同組合法に基づいて皆さんが指導監督する権限がありますよね。

○比嘉俊昭農林水産部長 個別の取り決めについては、基本的には農業協同組合と借り入れる側の話になると思います。ただ県としてもしっかりと話し合いができるサポートはできますが、中に入って指導等は難しい状況です。国も個別案件は厳しいとしています。指導という立場といいますか、話し合いをしっかりと持って丁寧に対応をなさいたいということは可能だと思います。

○渡久地修委員 いずれにしても農業協同組合のこういった問題が多いのです。特に合併のときの借りた覚えもないものについて返済を迫られたり、あるいは保証人になった覚えもないものが保証人になっていたり、当時の合併のときの複雑なものを含めるといろいろとあります。そういったもの、余りにも多いのできちんとやっていただきたいと思います。

最後に陳情第60号の2と陳情第65号についてお聞きします。県内に避難されている人がたくさんいますよね。特に農水産物からも検出されたという話もあるし、知事は瓦れきを引き受けるということを表示したことに対して、反対意見が相当寄せられています。そういったものは慎重にきちんと、こういった意見を受けとめる必要があると思います。放射能はほんの少しでも体に入ったら危害を加えますので、そういう意味では水際で防ぐという点で、31ページの陳情処理方針からしますと、5月から定期的な監視調査を実施するとありますが、これは県がやりますか。県の農林水産部ですか、どこが実施しますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 環境生活部が実施します。

○渡久地修委員 食品については測定器を何台設置しますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 5月から環境生活部が補正予算で2台ほど放射能測定器を入れて、整備をしてはかれるようにすると聞いています。

○渡久地修委員 31ページの陳情処理方針に水産庁が週1回程度のサンプリング調査を行っていますとありますが、水産庁がどうということではなくて、東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、国の放射能の発表などは国民は信用しなくなっています。そういう意味では、県自身がきちんとやらなくてはいけないと思います。私は農林水産部でもこの測定器をもって、きちんと測定をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 環境生活部がしっかりと食品について検査すると言っていますので、農林水産部としては魚が対象になるのかどうかなど心配することもあると思いますので、その辺については関係部局ともできないかどうか調整をしていきたいと思っています。

○渡久地修委員 放射能はどんどん蓄積されていきます。ですから水に溶け込んでプランクトンが食べて、小さな魚が食べて、さらに大きな魚が食べて、どんどん蓄積されていくと言われていきます。そういう意味では、魚介類などの調査もきちんとやらないといけないと思います。環境生活部がやろうとどこがやろうといいのだけれども、県としてきちんと責任を持ってやるという答弁をいただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 海外展開も農林水産部として考えていますので、そういう意味からも調査は必要だと思います。今、国とも週に1回程度ではなくて、もう少し具体的な調査もやる必要があるのではないかと提案しております。

○渡久地修委員 32ページの遊休農地の問題ですが、仮に避難してきた方々が遊休農地を活用して農業を営みたいとなった場合に、県なりが遊休農地を借り上げて貸すなどという方策は検討されていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農業をしたいという方がいた場合、これは県外からも相談がありますが、これまでも本土の方が耕作していることもあるので、相談があれば農業委員会や農業会議などがあるので、そこに相談をしてあっせんあるいは仲介は可能です。まずは相談をしていただけることが必要だと思います。

○渡久地修委員 私は比嘉農林水産部長の在任中の間にリュウキュウイモの総称が実現するかと思っていました、いまだに実現しないのは残念ですが、やり残した仕事は何ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回、一括交付金もできますし新しい計画の中では懸案事項であった輸送対策や、沖縄型共済ができたという意味では、県議会議員の皆さんを初め、関係者が協力して取り組んだおかげだと思います。そういう意味では、これからしっかりと計画的に継続していけるような対策が必要だと思いますので、ぜひ県議会議員の皆さんには御支援を受けながら取り組む必要があると思います。

最後に先ほどの件ですが、現在の平成23年度までの沖縄振興特別措置法は、先ほど委員のおっしゃったように第62条の資金の確保で、農林水産業振興計画に基づいて行う事業の実施に関し云々とあります。今回の新しい法律の中では第5条に国の援助ということが書いております。国は沖縄県に対し、沖縄振興計画の円滑な実施に必要な援助を行うよう努めなければならないということで、振興計画を策定してそこにいろいろな施策が入っていれば、支援をすることになっているようです。

○渡久地修委員 現行の沖縄振興特別措置法と今回の改正案と与野党の修正協議でまとめたものと附帯決議を持っています。そこには今、農林水産部長がおっしゃったことは一般的なことです。農林水産業の振興というものが現行法の第6節にあります。その中の第62条にきちんとあった、農林水産業にお金を支援することということが、改正案にはすっぱりと削除されていることを危惧しています。ですから、一般的には先ほどおっしゃったように計画の支援をすとあるが、特区などは加えられていますが、農林水産業は削られています。そういう意味では、よっぽど農林水産部の皆さんが頑張っていかないと中身も削除されると思います。この法律はもう少しで通るので、少し手おくれだと思いますが、そうならないようにこれから気を引き締めて、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 現沖縄振興計画は、国が計画を定めて、農林水産業計画は県でつくって協議ということで、それに対しての施策でした。今回は、やはり計画を県がつくるということなので、分野別計画まではできないということがあります。そこで我々としては、計画の中に分野別計画を策定することができるというような表現にして、それを受けた形で施策をできるような形でできないかと提案をしています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第115号の2についてお聞きします。これは宮古、八重山地区の離島の会議から出ている、キジやクジャクの農産物への被害の問題について36億円という予算計上をしていただいております。農林水産物流条件不利性解消事業はどういった事業でしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産物、とりわけ戦略品目ということですが、沖縄県から県外へ出荷する際に鹿児島県並みの運賃で運ぶと。つまり沖縄県から出しても鹿児島県並みの運賃、あるいは離島から出しても鹿児島県並みの運賃ということで。実は電話などについてはそのようにやっていますので、農産物もそれに合わせた形で、農水産物を沖縄県から送る場合も鹿児島県並みの運賃を考えています。

○辻野ヒロ子委員 今回のキジやクジャクの駆除のためにこの予算が使われるということですが、これどういったことでそのようになりましたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の御質疑は陳情の質問としては2つあります。1つは農林水産業振興のための輸送コスト低減をやってほしいということが1の話です。2については別の鳥獣害についての話です。

○辻野ヒロ子委員 これは1だけの話ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは別の話です。

○辻野ヒロ子委員 ではキジ、クジャクの生態調査に対する予算はないわけですか。

○與那嶺宏明営農支援課長 鳥獣対策の費用についてですが、平成23年度予算は5637万2000円です。平成24年度は8495万円を予算計上しております。その中で推進体制協議会の開催など、イノシシの防除策あるいは防鳥ネットの整備などができる事業です。

○辻野ヒロ子委員 クジャクもキジも4月から繁殖期に入ると聞いています。そういう中で前年度より3000万円ほど予算を上げていただいたことはありがたいと思います。かなりの数だと、確認されているのは処理方針にある数字だと思います。先日、石垣市のほうに伺いましたら繁殖率がすごいということで心配しておりますが、その辺の状況として石垣市からどういった報告がありますか。

○與那嶺宏明営農支援課長 クジャクの被害、農林水産物の被害については把握が難しいのです。頭数はふえているという話です。ことしの1月に宮古地区と八重山地区で合同で、クジャクの防除の検討会をやっています。竹富町の小浜島で捕獲箱があるようで、そこで現地検討会をして、クジャクの防除のやり方についても検討して、これから宮古島、八重山で実施するという考え方です。

○辻野ヒロ子委員 今回の処理方針の中に、鳥獣の被害防除対策の協議会を設置するとありますが、どういった形で設置しますか。

○與那嶺宏明営農支援課長 協議会は県全体の協議会と北部地区協議会、市町村協議会などいろいろございます。カラスなど広域に移動する鳥獣の被害について、例えば、名護市、今帰仁村、本部町の3首長で一斉に防除する方法ができないかということで協議をして、一斉に防除の推進をしたいというための協議会を持ちたいということです。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ市町村レベルでも一緒になって、特に石垣島は多いです。クジャクはきれいな鳥ですが、有害になるということですのでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に陳情第185号についてお聞きします。新川川の河川については平成24年度補正予算でつけていただくということで、引き続きお願いします。

次に陳情第13号についてお聞きします。一般質問でも予算特別委員会でもお聞きしましたが、本当に農林水産部長にはいろいろといい答弁をいただきなが

ら進められているということで、大変感謝しております。そういう意味では、引き続きデイゴについても、また気になるのが奥武山公園のデイゴが切られていると感じますが、そこについては対策できませんか。

○謝名堂聡森林緑地課長 デイゴの保全については70センチメートル以上の大木については県のほうで、進めております。基本的には地方公共団体、県の所管の例えば公園は土木建築部など、所管のところは所管でということが原則になっています。ただ今回、沖縄らしいみどり事業を活用して予算をとっています。その中では一部新たな防除の方法も検討の一つになっておりますので、場合によっては奥武山公園を実証の場としてやったりと、工夫次第では対応も可能かと考えております。

○辻野ヒロ子委員 確かに私が那覇市小禄に住んでいたころは、デイゴが満開できれいでしたが、最近はデイゴの花を探すのに苦労している状況です。そういったことを考えますと、今、森林緑地課長がおっしゃったように70センチメートル以上という枠は取っ払ってもらって、小さなデイゴも大事にしながら駆除をしていただいて、沖縄県の県花デイゴを、先島は大分よくなっているので全島に咲かせていただけますように強く要望いたします。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、デイゴヒメコバチの防除対策の研究もしておりますので、そういった研究もやりながら対応をしたいと思えます。

○辻野ヒロ子委員 引き続き八重山圏域についてもよろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 先ほどから出ている今回のさとうきびの減産は物すごく大きいです。宮古島も最悪ですし、沖縄本島も物すごく悪いということで、復帰後一番悪い数字になっていると思います。当面のさとうきびの減収は地域経済に及ぼす影響はすごく、大きく経済効果を考えたら数百億円に及ぶ金なので地域経済に及ぼす影響が大きいです。今、考えられるのは先ほどおっしゃっていた、病虫害等に係る補てんの金額。また一つ気になるのが、さとうきび共済が果たして機能するのか、沖縄型共済が今回のものには適用にならないのではな

いか。また共済で救える金額、被害額に対して共済で補てんできるものはおおむね暗算できますよね。全体の状況について、どういった補てんができますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 最終的には収穫をしないと共済から幾ら出るのかということとはつかめません。今までの80万トンから54万トンでしたら、50億円から60億円の被害が出てくると、それを全部補てんするということは、今の加入率が38%ですので、すべてをカバーすることはできないと思っています。

○座喜味一幸委員 今回の天候不良も含めて各地域でさとうきびも含めて、たばこもひどかったが日照不足等で大きなダメージを受けています。そういう意味では、農家のパワーを上げていくためにも一括交付金を含めて、いろいろなアイデアを出してポイント、ポイントにしっかりとした施策を講じなくてはいけないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員のおっしゃるとおりで、1つは園芸関係については、台風が5回来たことが非常に大きくて、さとうきびが成長しようとしていたのに台風が来てということで、成長が抑えられてかなり被害が大きくなったという状況です。ただところによっては、栽培管理をしっかりとしているところは、従来よりは低いがかなりいいというところもあるので、まずはしっかりと栽培管理の手法を、メッセージを試験場から送るような仕組みを考えています。今期の対策については病虫害もそうですが、国の支援として7億円を考えていますし、県としても補正で生産対策ができるような形で関係部局と調整をしております。また園芸関係については、台風の被害が大きいのので園芸施策関係で10億円計上して、しっかりとものが送れるような仕組みを考えています。

○座喜味一幸委員 しっかりとお願いします。次に流通コストですが空路で沖縄県内であれば、どこからでも30円、海路であれば10円というところを目標にしてこの事業をやっていきますということでもいいでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 そのとおりです。

○座喜味一幸委員 現場に行って皆さんも興味を持ち始めていますが、品物がどういった形で集められて、どういった形で送られていくのかと、今検討中だと思いますが、基本的な考え方を教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 単純にJ Aが共同集荷してものを送っています。そうしますと数量もきちんと確認できる仕組みになっています。恐らくJ A以外のところがどういった形になるのかということになると思います。その場合は協議会をつくって。恐らく輸送対策をしたら、どういった計画生産をしたのかなどいろいろと出てくると思いますので、そういう意味では出すときにJ A以外のときは協議会をつくり、あるいは一緒になってもらうような仕組みを今考えてます。こちらから計画的にもものが出せるようなプランをつくって対応したいと思います。

○座喜味一幸委員 予算特別委員会でもお聞きしましたが、海路貨物、空路貨物、2万6000トンから2万7000トンくらいだったと思いますが、これは基本的にはJ Aで集まる荷物量と理解していいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農業に関してはJ Aが中心になると思いますが、漁業関係もありますし、その他からも数字をとって算定をしたということだと思います。

○座喜味一幸委員 非常にこの事業が大事で、農業が改革して元気がでる起爆剤だと思いますので、ぜひJ A系と自主流通系も含めて農家の所得向上につながるように、弾力的な取り組みをやっていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 これからの調整になると思いますが、いずれにしてもどのくらい出せるという仕組みをつくらないと、今度は市場側でどのくらい来るのという話になると思いますので、お互いがマッチングできるような形の仕組みをつくらないといけないと思います。そういう意味ではそういったことも踏まえながら対応を検討することになると思います。

○座喜味一幸委員 いつごろをめどにやりますか、この事業は早くやればやるほどいいと思います。例えば、第1回のピークはマンゴーの大きな空路事業などをぜひ救えないのかと思っています。これからの作業として、いつを目標にしてやりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 県としては早くということですが、国との調整が恐らく法律が制定されて予算が成立して、それから事業調整という話になると思います。そうなるとうちでも二、三カ月はかかると思います。ただ今委員の

おっしゃるように我々もマンゴー等あるので、できるだけ早目に調整ができるように国とは調整をしたいと思います。

○座喜味一幸委員 説明のときに国との調整みたいな話がよくありますが、私たちのソフト事業の部分、県の主体性を持ってしっかりと効果を出すようにやるべき事業だと思っているので、逆に少し県のほうでしっかりと考え方を持って国には報告して変えるぐらいの話ではないのかと思っていますが。あちこちで国との調整という話が出るので、国依存ではなくて県がしっかりと考え方を持っていたらいいのではないのかと思っていますが、その辺について教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 一括交付金で初めての事業になるので、国のほうもどういったスタイルでやろうかという話もあります。いずれにしても、一括交付金は地方にとって使い勝手がよくて、地方のためになるという予算だと思いますので、そういう意味では国には調整はしますが、今の事業については強く要望していきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情第115号の2についてお聞きします。経過処理方針の1と2がありますが、2のキジ、クジャクの農作物被害についてお聞きします。地元から、下地敏彦宮古島市長から陳情が出ているように、被害金額は820万円という数字が出ています。経過処理方針の中でも、石垣島で500羽から1500羽、宮古島では200羽で繁殖期は4月から7月という細かいデータが出ています。先ほどの答弁を聞いて少しがっかりしているのは、防除対策などではなくて、そういった対策をしても繁殖すればそれだけ費用がかさむということがあって、私は前にも経済労働委員会で駆除するためにどうするかという質疑をしたことがありますが、これについての予算は先ほど説明がありましたが、協議会は何回くらい持ったことがありますか。

○與那嶺宏明営農支援課長 県のレベルは年に1回です。地区レベルで何回かやり、市町村レベルでもやります。今回は去る1月に宮古地区、八重山地区を集めた合同の検討会を実施しました。その中で竹富町の小浜島のほうでクジャクの捕獲をやっていると、それを専門家に指導していただきました。そういっ

た地域検討会を実施し、講習会を実施しました。

○中川京貴委員 捕獲して駆除していますか。

○與那嶺宏明営農支援課長 駆除をしています。

○中川京貴委員 前にも問題提起をしましたが、有害鳥獣駆除、鉄砲隊もいまして、過去にイノシシ等も、猟は10月から何月までできないという猟の期間もあると思います。有害鳥獣駆除の場合は1年間通して県が許可を与えていると思います。そういった有害鳥獣駆除での猟といいますか、これで石垣島、宮古島ではやったことないのですか。

○與那嶺宏明営農支援課長 クジャクについては外来種なので、鳥獣防止計画の中で市町村が防除しますということをやれば、県の許可をもらわなくともこの計画の範囲の中で防除ができます。

○中川京貴委員 それを県が予算を組みながらそういった銃器による駆除を市町村と一緒にやったことがありますか。

○與那嶺宏明営農支援課長 先ほど言いましたが事業の中で、推進体制やわなの設置、銃器による防除、生育調査を実施できるようになっています。この補助を使って市町村が実施します。

○中川京貴委員 確か御承知のようにタイワンスジオという、タイワンハブではないですが、タイワンスジオが繁殖して県がその実態調査をしたと思います。そのときにタイワンスジオの胃袋に何が入っているのかということもあって、県が1匹に対して5000円か1万円の予算を組んで、今現在もやっていると思いますが、知っている方はいますか。

○與那嶺宏明営農支援課長 はっきりした内容はわかりませんが、これは環境生活部自然保護課がやっている事業だと思います。

○中川京貴委員 所管課は違うと思いますが、思い切って害鳥駆除で東村においては、イノシシの場合には1匹3000円とか、イノシシのきばを持っていくと役場でその報償金がもらえるということで定期的にやっています。その予算の

窓口は市町村ですが、予算は県から出ていませんか。

○**與那嶺宏明営農支援課長** 交付金事業は県を經由しております。市町村単独事業もあります。市町村単独事業を実施した場合、約8割が特別支援ということで戻ってくる仕組みの措置があります。

○**中川京貴委員** 今、宮古島や石垣島のいろいろな関係者からキジやクジャクの陳情が出ていますが、県も一緒になって予算も組みながら銃器、捕獲による駆除について一緒に取り組んでいくということで理解していいでしょうか。

○**與那嶺宏明営農支援課長** 宮古地区と八重山地区合同で捕獲もしますし、狩猟についても支援していきたいと考えております。

○**中川京貴委員** 2年前から同じ陳情が自治体から上がってきているので、繁殖する前に早目に作業していただきたいと要望申し上げます。

次に陳情第35号についてお聞きします。個別の案件についてはということがありましたが、我々も経済労働委員会として農業を推進する立場から、一生懸命に汗をかいて農業された方々の財産が差し押さえされて、裁判手続になることはあってはならないことですが、実際にあります。そういったときにすぐに法的手続をとるのはいかがなものかと思いますが、農林水産部長の見解をお聞かせください。

○**比嘉俊昭農林水産部長** 個別案件ではありますが、今のJAバンク、先ほどの相談窓口のJA中央会にそういった相談もできるような形になっています。我々としては、しっかりと相談をして返済の計画を含めて、農業でこれからも継続するものについては県も相談して、きちんと継続できるようにということで検討会も立ち上げていますので、可能な限り営農がしっかりと継続できるような仕組みを検討していきたいと考えております。

○**中川京貴委員** 私は少し考え方が似ているところがあります。実際にJAが合併しない前は、市町村の地元の農業協同組合ということで、余り裁判手続や競売はなかなか聞かなかつたのですが、合併後はそれが急がれているような感じがあり、件数が多くなっていると思います。県はこれを把握していますか。

○**比嘉俊昭農林水産部長** 詳細に把握はしていませんが、恐らく合併前は返す

のに苦労している経緯はあると思いますが、合併をしてからは向こうの考え方に基づいてしっかりやっていると聞いています。恐らく合併前の負債の整理があるのではないかと聞いています。

○中川京貴委員 J Aが合併しない前は、異動もなくて地元で一緒だということで、農家指導も含めてよかったという話も聞こえます。処理方針の中で話し合いを持てるように指導していきたいとありますが、これはどのような形で指導していきますか。農業協同組合に係る個別取引についてはJ Aバンク相談所とありますが。

○比嘉俊昭農林水産部長 J Aバンク相談所はJ A中央会のほうにあります。農業協同組合に係る個別的事案で十分にサポートできなくて課題が出たときには、J Aバンク相談所に相談をすると、J Aバンク相談所が農業協同組合—いろいろとJ Aに対してきちんと会いなさいという指導があるようです。そういった指導を行うと聞いていますので、我々としてもしっかりと聞いてもらって、どういった話になっているかということ、借り入れする側も心配だと思うので、しっかりと調整をしてきちんと手順を追ってやりなさいという指導をしていきます。委員のおっしゃる話は合併前の話もいろいろ、できたら市町村単位でいた方がいけば相談もやりやすいということになるので、これについてはできるだけ地元のわかっている人を地区に張りつけるなどの提案はしています。

○中川京貴委員 この経済労働委員会の中でもこういった指摘があったということ、これを伝えていただきたいと思います。先ほどもありましたが、遊休農地を活用して農業をしたいという場合の窓口を県としてもアドバイスしていきたい。これについて窓口はありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 県の農政経済課にあります。また団体には沖縄農業会議、財団法人沖縄県農業開発公社があります。市町村には市町村と農業委員会があります。

○中川京貴委員 実は御承知だと思いますが、農業委員会は遊休農地の農地を活用させてほしいと問い合わせたら、ほとんど市町村の農業委員会では借りられていないと思います。これは一般に市町村の農地、県の農地を貸し出した例はありますか。

○大城健農政経済課長 委員のおっしゃるように、全般的には貸さないというイメージを持たれる方もいるかと思えます。事例としては、遊休農地の解消事例はあります。トータルして遊休農地そのものが大きいので、すべてを解消ということはなかなか厳しいということは、御存じだと思います。主な事例としては大宜味村ではそばを栽培、西原町では耕作放棄地を利用して島菜を栽培しているなどの事例があります。事例はありますので、積極的に取り組んでいるところでございます。

○中川京貴委員 後で資料を下さい。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 陳情第54号についてお聞きします。この陳情者は以前から頻繁に陳情を出されていましたが、最近は落ちついたように感じます。この変化の中で54事業者から42事業者ときていますが、観光ダイバーがどれくらいの任意性で協力を、こういった理由でいただくのですかという形で支払っている。ダイバーそのものに浸透しているのか。協力金の適切な運用がされているのかと思っておりますが、状況としてどうでしょうか。

○島田和彦水産課長 最近の状況は十分に把握はしていませんが、委員のおっしゃるとおり以前に比較すると随分ダイバーの業者の方々自身も理解をいただいて、なおかつそこを利用するダイバーの方も十分に納得の上で進めておられると聞いています。ただまだここにもありますように、指導不足の部分が何件かありますので、そこは今後も我々のほうから強く指導していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 ダイバーの皆さんも処理方針にあるようにオニヒトデの駆除ですとか、養殖関係にもこうした資金を使って資源豊かな海にしているのですよという内容のもとで支払っている理解の仕方でいいのでしょうか。

○島田和彦水産課長 そのとおりだと考えております。

○仲宗根悟委員 適切な運用がされているのだと理解しながら、その辺は相互

の理解の関係でお支払いいただいて、楽しまれているということでもいいわけですよ。

○島田和彦水産課長 そのとおりです。

○仲宗根悟委員 次に陳情第65号についてお聞きします。県は今年度もある程度の数字を定めながら、目標を設定しながら解消に努めていきたいとありました。状況としてはどのような変化がありますか。

○玉城肇村づくり計画課長 耕作放棄地の解消に関しましては、1つとして耕作放棄地再生利用交付金を活用している方法もあります。これについては、平成22年度までに約140ヘクタールを解消しまして、平成23年度についても約70ヘクタールを解消する予定になっています。この事業自体が平成25年度までの設定になっているので、残りの2年間で残りの140ヘクタール、合計350ヘクタールの再生を行うということで進めているところです。

○仲宗根悟委員 平成24年から担い手育成ということで仕組みをつくろうとしています。耕作放棄地を解消しながら実際に農業をやりたいというバランスといえますか、皆さんが解消したい面積とそれに見合うような労働力といえますか、営農希望者の数はどのようになっていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 いろいろなパターンがあると思います。予算特別委員会でも御説明いたしましたが、まずは沖縄県立農業大学校を卒業して農地がない方が就農する場合は耕作放棄地を活用する手法もあります。沖縄県立農業大学校の卒業生でも後継者としてやる場合のパターンもあります。また直接生産法人に働きかけて一定程度できるという場合は農地を提供すると。その場合の考え方としては、そういった受け皿で通った方々については、市町村とも連絡協議会をつくっていますが、その中で農地を貸すことができるような前提で進めていこうかと。これは2年間就農準備期間として150万円出て、就農することを前提にやる場合は5年間で150万円出ます。そういう意味では、農地をこういった方に提供することを前提にしながら、農地を貸すことができるような条件整備をするというような形の流れをつくっていこうと考えています。そうすれば技術習得から、いろいろと施設を入れた場合に、その間に収入がない場合はこのお金で代用して、農地はこの農地ですよという流れをつくっていこうと考えています。そうすることによって農地が確定するのではないかと考

えています。

○仲宗根悟委員 県の考え方そのものと地域性があると思います。なかなか進まない地域と進みやすい地域があると思います。貸すことができるような条件整備をつくっていくということですが、もともと耕作していた方の子供がなかなか受け継いでくれない、あるいは親戚が受け継いでくれない、クヌチャー、エーカンチャーでやりたいがなかなか担い手がいないと。では、よその方がこの畑を貸してくださいと言った場合には結構地縁者が働いてしまって貸せないと。後はほうっておいてしまうという状況があちこちで起っているのが今の状況だと思います。再三申し上げてきたことは、どうにか強制力で一人の財産なので強制力はおかしいですが、その辺が農地以外には使わないとか、あるいは何年くらいでやりたいという、こういった使い方の条件ですとか、いろいろな工夫が必要になると思います。実際に市町村の窓口の農業委員会に關係する職員に、今、話をした事例のある畑をどうにか使いたいが、畑の主を説得してくれないかと言いましたら、これはお互いの話し合いだけですと。そこに行政などの指導がかかわってもらえないことが現状のようです。畑など所有地がよほど民間地域と接している場合は、ハブなどが入ってこないのかという心配があるとか、ぜひもとの畑のままでやってもらいたいと周辺の方たちは思うのです。こういった形で、行政が積極的なかわりがないといえますか、県は県で施策をどんどん打って、耕作放棄地の解消を図りましょうと言うのですが、実際、市町村の皆さんは県の考え方そのものが必ずしも落ちていない現状があります。私たちが実際に経験していますので、そういった実態があると指摘といえますか、むしろこの条件整備をどんどん市町村の方にも浸透させる努力がないといけないと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、委員のおっしゃるように農地はなかなか貸してもらえないという状況があります。実態も十分に把握されていないということがあります。この担い手育成の事業の中で、1つは情報管理をしっかりとしていこうと。こういった情報があって、こういった農地になっているかという情報管理を県と市町村でシステム化しようということがあります。さらに県から委託して調査員を派遣をして、調整のようなことをやろうということになっています。一番に農地の確保が大事だということがあります。農地法ともう一つの法律に農業経営基盤強化促進法というものがあります。農地法の場合には、契約したらどちらかという借り主に強い形になります。農業経営基盤強化促進法は借りたら3年間たつと自然に借りた側の権利がなくなります。Aという

方が就職までできるような整理をして、この部分はこのようにしましょうと、恐らく点ではなく面状で一つのモデルをつかって説明をして、このケースはこのケースでやろうという提案をしていかないと、なかなか進まないと思います。平成24年度はそういった提案をしていきたいと思います。

○仲宗根悟委員 この件は市町村の職員だけではなくて、市町村の中にある農業委員それぞれが、読谷村の場合は地域にまたがっている算出の仕方をされていて、地域の農業委員の皆さんにも相談はしますが、何しろ職員がこのように言っているからと逃げ腰といいますか、深いかかわりが財産の関係もあって、積極的に動いていただけないということが現状です。その辺のところも十分に協議会でも農地を貸すことができるという条件の整備の一つにも加えながら進めていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 陳情第65号に関連してお聞きします。今、県全体としては幾らくらいありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年度の調査結果によりますと、耕地面積が3万9100ヘクタールありまして、2761ヘクタールが耕作放棄地で全体の7%になっています。

○玉城義和委員 これはだんだん減ってきていますか。

○大城健農政経済課長 傾向としては減ってきております。ただ平成23年度は、若干ふえております。これは農地法が改正されて、農業委員会の調査方法が非常に細部にまで徹底して調査するようになったということがあります。山の中まで入って農地であるところを調べるようになったこともあり若干ふえています。トータルとしては減っています。

○玉城義和委員 平成23年度は幾らですか。

○大城健農政経済課長 平成23年度はまだ集計しておりません。平成22年度が2761ヘクタール、平成21年度が2693ヘクタール、平成20年度2950ヘクタールで

す。

○玉城義和委員 先ほどの仲宗根委員の質疑に対する答弁で、耕作放棄地の解消が350ヘクタール解消したとありますね。

○大城健農政経済課長 農政経済課と村づくり計画課と両方で耕作放棄地に携わっています。農政経済課は全体的な解消の実績等をまとめておりました、村づくり計画課でハード事業で解消しております。先ほど申し上げたものは、ハード関係で解消したところの数字の話です。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年度で400ヘクタール解消しましたが、その中身としては耕作放棄地再生利用交付金でやったものが143ヘクタールで、あとは差し引きで、それを含めたら400ヘクタールは解消しました。これは農業委員会などが動いて、あっせん等いろいろな形で解消したものを含めると400ヘクタール程度の解消をしたということです。

○玉城義和委員 この事業は農地以外に転用したということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 あくまでも農業に利用するということで、耕作放棄地を解消しました。

○玉城義和委員 400ヘクタールは相当な広さですよ、それを農地に転用するとなると相当目に見える形で農業生産高が上がるなど、そういったことに波及してくると思いますが、そういった感じは全然受けません。その辺はなぜでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 恐らく相殺のような形になっていると思います。解消して一部は耕作放棄地になっていると思います。事業でやるとなるとはっきりと解消されますが、解消したが、それ以外のものはまだどちらかでは耕作放棄地になったという状況があるのではないかとということで、なかなか見えづらいと思います。

○玉城義和委員 それでは余り意味がないと思います。解消した分が別のところでは戻ったとなると結局意味がないと思います。いずれにしてももう少し実態を、我々は400ヘクタールも解消されたという実感がありません。もしこれ

が仮に400ヘクタールという広大な農地が復活しているのであれば、きび作を含めてもう少し目に見える形で生産性が上がっているはずですが、それがほとんど統計上見てもないということは、この数字自体がよくわからないところがあると思います。そういう意味ではもう少し正確に言ってもらわないと、400ヘクタールも解消したと言われると実態がわかりにくくなります。先ほどの仲宗根委員との議論との関連もありますが、やはり個人ではなかなか農地を貸さないということがあるならば、県が直接入ることは適当ではないと思いますが、例えば、地域とも連携して特別な信頼性の高い委員会をつくって、専門的に借り手と貸し手の仲介をするようなものをつくっていかないとなかなか前に進まないと思います。農協が適当なのか県の公社、公団が適当なのかわかりませんが、いずれにしても貸し手にとって信頼性の高い、この組織を通せば自分の土地運用については保証ができるというものをつくるべきだと私はと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員のおっしゃるとおり、県の耕作放棄地協議会を立ち上げていて、その下に市町村ごとに28市町村が耕作放棄地協議会をつくっています。そのメンバーは市町村であり市町村農業委員会でありJAであり、そういった方々がやっています。そういった方々が貸しているものなので、143ヘクタールについてはしっかりとさとうきびなどを植えた、こういったようになっています。そういう意味では、それをもう少し広げて、そういったこともあって今回指導員のようなものを県で予算を組んで、直接県の指導員にも行ってもらって、入ってもらって話し合いができる形を考えています。

○玉城義和委員 もっとダイナミックに農地の再編といいますか、集団化をするためには市町村単位では窮屈だと思います。北部地域や中部地域、南部地域というブロックごとくらいには拡大して、その組織で貸し手と借り手の仲介を専門的にやっていくというプロフェッショナルなチームをつくらないとなかなか前に進まないと思います。やはり仕掛けをきちんとつくるべきだと思います。せめて宮古地区、八重山地区、北部地域、中部地域、南部地域くらいの5地域くらいのものをつくったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、南部の方が北部に行きたいという話がありますが、なかなか農地を貸してもらえない状況もあります。あるいは農地を借りたが通勤が難しいという話もあります。そういう意味では、情報の整理もすることになっていますので、今、おっしゃるように北部、中部単位で情報提供をし

て、うまくマッチングできるような話を提供しながら、各地区の協議会も通しながらスムーズにできるように考えていきたいと思ひます。

○玉城義和委員 多くの解消には結びつかないと思ひますが、外国では住宅と農地100坪ぐらゐをセットにして週末に都市部の方あるいは違ふ地域の方が来て、そこで寝泊まりをして100坪ぐらゐの土地を耕作すると。そういった精神的なリラックスも含めてやれば、地域振興にもなりますし多様な組み合わせをやっていただきたいと思ひます。これは結構都市型の方には人気があつて、ドイツやフランスも結構やっています。土日にパリからそこに行って過ごすということが結構あります。そういったことも少し考えてみてはいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農地を確保したが通ふことが大変なので、できるなら北部なら北部地域に居住があれば助かるのではないかという話があります。実は検討を進めていまして、できたら居住する側のところに支援ができないかと。要するに働く側が安心してできる仕組みができないかという調整も検討していますので、委員のおっしゃるようなことも含めて、うまく農業ができる形を検討していきたいと思ひます。

○玉城義和委員 幸か不幸かヤンバル地域にはたくさんの空き家があつて、その利用も含めてやれば地域振興にもなると思ひますので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。この2761ヘクタールの遊休地の中で、国の金が入った土地はどれぐらゐありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 実績の143ヘクタールについては、例えば、国が耕作放棄地の場所をユンボで耕したり、ハウスをつくったりといろいろな支援をしても143ヘクタールです。今後平成25年度までに350ヘクタール再生をすることも国の支援を受けた形で進めていきます。

○玉城義和委員 土地改良事業とか農林水産省が金を入れてやったが、あとはいろいろな理由で使われてない土地は幾らありますか。

○玉城肇村づくり計画課長 耕作放棄地の面積の中には、土地改良事業をした農地についても耕作放棄地が発生している部分もあります。それについては平成22年度で整理した数字では、321ヘクタールが圃場整備をしたけれども、要するに土地改良しないで発生した耕作放棄地が321ヘクタールです。

○玉城義和委員 膨大な土地ですよ、この膨大な農林水産省の金が入った土地が遊休化していることは大問題です。これは二重三重に税金を使っているの、この辺は深刻に受けとめてやっていただかないと困ると思います。

次に陳情第6号の2と陳情第65号に関連してお聞きします。先日、農林水産部長も現場まで行ったということですが、名護市の天仁屋部落あたりでハンノキを使って各種の製品をつくっている方々があります。連作障害の予防だとか病害虫の予防など各種効果があるという結果が出ているようです。豚肉の向上等々にも使えるという非常に一生懸命にされている。ところが、肝心のハンノキが病害虫で全滅状態であるわけです。この具志堅さんという方が、何とか遊休地にハンノキを植えるような作業を県として考えてくれないかと。そういった要望もあります。どれくらいでハンノキを購入するのかと聞きましたら、トン当たり2万円くらいで、さとうきびと一緒にくらいです。これはやり方によっては、連作障害などをカバーできるということなので、相当な遊休地対策になると思います。県としてはそういったところを取り組む考えはありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 私も現場を見ましたが、原料化法が課題だと聞きました。名護市や市町村と原料の確保について話し合いをしました。やはり農地という問題があること、またハンノキがかなり種が飛ぶらしく、広がりがあるようで、ほかに懸念がある話も聞いています。専門家を入れて話し合いをして、栽培上課題がないのかあるいは農地転用したときにかかなり根が張るのでその後はどうなのかということを含めて相談しながら検討したいと思います。そういう意味では原料化が大変だと聞いていますので、その辺のところは農地にするのか、定置の森林近くにやるか検討させていただきたいと思います。

○玉城義和委員 1年間で大体成木になって使えるということですので、これは非常に産業としても成り立つと思います。ですからある一定程度のエリアを決めてそこで集中的にやれば種が飛んでも問題ないわけで、やり方の問題です。ぜひ県としても担当課長でも話を詰めてやっていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 地元市町村とも相談しながら検討したいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 イモゾウムシの件についてお聞きします。これはできることなら比嘉農林水産部長の在任中に絶滅してほしかったと思います。なかなか思うようにいかずに時間がかかっています。この対策費が十分なのかどうか、また一括交付金を大幅に投入して徹底的な対策をとれないかについてお伺いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 一番は技術的なことが十分に未解決なためになかなか進まない要因です。やはり大量増殖ができない。ある島を根絶するとしたら相当量の虫が必要らしいです。その虫をつくるための飼料が開発されていないということで大量増殖ができない。また密度を落とす場合のフェロモンができていないということがあって、そういったものができて初めて一定の成果、これをふやすためにどういった施設が必要になるという話になると思います。その前段の研究が十分にできていないために予算を投じたいのですが、投じることができないということが現状です。今現在、県の試験場だけでは難しいので、岡山大学など大学とコラボを組んで早目にできないかという調整をしています。

○前島明男委員 やはり芋は日本においては、沖縄県が発祥の地です。今はサツマイモに取ってかわられています、ぜひとも台風にも強いですし、そういう意味では耕作放棄地もまだあるようですので、この辺を活用して芋、あえてウルマイモと言いますが、それをもっと普及していただきたいと思います。後任の農林水産部長にはぜひイモゾウムシの対策に全力を傾注していただきたいと、引き継いでいただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産部長退任あいさつ、その後説明員入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第34号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの乙第34号議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。
平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

説明に入ります前に、本日使用する資料といたしましては、議会配付資料であります平成24年第1回沖縄県議会定例会議案その3を使用いたしますので、御確認ください。

資料の94ページをお開きください。

乙第34号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立奥武山総合運動場の体育施設の一部改築等に伴い、利用料金の適正化を図るため、条例を改正するものであります。改正の主な内容としましては、1水泳プールの開放開始時期を改め、2クライミングウォール設置に伴い利用料金を新たに定め、3弓道場の利用料金を施設改築に伴って改め、4小学校就学始期に達する者に対し施設使用料を無償とするものであります。この条例は、平成24年4月1日から施行する予定であります。

以上が、乙第34号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第34号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 プールの開放日を4月15日から4月29日に改める理由は何でしょうか。

○村山剛スポーツ振興課長 文部科学省所管のある外郭団体によると、プールの水温が24度以下であると体温の低下が激しくて、低体温症を起こしておぼれ

る危険性があるという結果が出ています。奥武山公園のプールの4月の平均水温は約22度で、5月には24度に上がるので開放時期を約半月間ずらしています。4月29日に改めますが、なぜ5月1日ではないかというのは、4月29日は昭和の日でありゴールデンウィークの初日に当たるので、利用者ニーズが高いということで4月29日を開放日としました。

○**渡久地修委員** これはプールのことなんですね。4月15日から4月29日までのいわゆる28日までの間の現在のプールの使用状況はどうでしょうか。

○**村山剛スポーツ振興課長** 平成22年度は4月15日に開放しましたが、水温が24度以下の日が13日あり、実際には1日しか開放されていません。平成23年度は、4月15日に開放しましたがすべての日が水温が24度以下でしたので、一切開放しておりません。

○**渡久地修委員** 実際上は支障もなく、県民に支障を来すものではなくて、現実的に改めるということで理解していいのですか。

○**村山剛スポーツ振興課長** そのとおりです。実際にほかの社会体育施設のプールも県内の類似施設もほとんどが石垣島を除いて5月の開放となっています。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**玉城ノブ子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成21年第137号外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○**平田大一文化観光スポーツ部長** 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして

て、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が10件となっております。継続陳情10件のうち7件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、下線により表示しております。

説明資料の11ページをお開きください。

平成23年陳情第38号の2離島地域の振興に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

この陳情につきましては、平成24年度当初予算案において一括交付金を活用した、離島への誘客及び受入体制の強化を図るための予算を計上していること等から、その旨修正しております。

説明資料の13ページをお開きください。

平成23年陳情第62号、沖縄県立郷土劇場建設に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

この陳情につきましては、前回の経済労働委員会以降に誘致要請のあった市町名及び検討委員会の内容を追加し、文言の表現の修正を行ったことからその旨修正しております。

説明資料の15ページをお開きください。

平成23年陳情第136号、石垣空港観光案内所の管理運営に係る予算措置に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

この陳情につきましては、石垣空港観光案内所の人員について、次年度複数名の雇用が予定されていることから、その旨修正しております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第62号についてお聞きします。これはこれまで北谷町議会からの陳情がありますが、その後いろいろなところから要請があります。うわさによると売られたということですが。こういった公共施設や文化施設、沖縄県立博物館・美術館も含めて、どちらかというとな覇市に集中していると思います。検討委員会の委員の皆さんのこれまでの議論といいますか、私はほかの市町村にも振り分ける必要があると思いますが、その辺の状況はどうでしょうか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 これまでの3回の議論では具体的な場所についての議論はまだ出ておりません。要請があった市町村にはオープンにして意見は聞いていただいておりますが、場所についてはまだです。それに先行してやるべきことがあると。要するに人材育成の面ですとか、ソフト面を充実するとか、つくる前にやることではないか、課題を解決しなくてはいけないという議論になっています。

○当銘勝雄委員 やはりこれをつくるからには幾つかの課題があると思います。今、検討委員会で課題として挙がっているものは何がありますか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 まず人材育成です。実演者はたくさんいるがそれを公演する場合に集客につながるようなマネジメントをする人材が不足していること。集客につながる魅力的な公演内容がまだまだ不足しているということがあります。

○当銘勝雄委員 沖縄県立郷土劇場はかなり多目的なものになるのか、ある程度専用ホール的なものになるか、その辺はどうでしょうか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 公立の文化施設が各市町村にあります。まず、沖縄県立郷土劇場という名称ではなくて、私たちは文化発信交流拠点の施設と言っていますが、各市町村との連携も必要だという議論も出ています。例えば、県だけつくってそれだけ入れればいいのかということではなくて、やはり市町村との連携も必要です。例えば市町村の文化施設は、人材育成の面で人手が足りないとか、市町村も行政で担当が変わりますので文化に対する行政の人材が足りないとか、研修機能も必要であるという議論も出ていますので、方向的には多

目的というものではないが、県が中心となって各市町村も連携するような、研修機能も持つようなという議論も出ています。

○当銘勝雄委員 もちろん地域につくる場合は、地域との連携が大事です。しかし、今の公的施設の管理は指定管理者制度を導入すると思いますが、いかがでしょうか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 先ほどの課題の中にやはり運営方法も挙がっています。具体的に指定管理者などの議論はまだありませんが、やはりどうにか施設だけで、例えば補助金とかを当てにするのではなくて、施設を運営していく方法、運営のあり方が先に議論されるべきだとなっていますので、平成24年度に引き続き検討していくことになっています。

○当銘勝雄委員 全県域から利用が出てくるわけなので、公平に利用できるような形の施設にしないといけないと思います。先ほど聞いたのは、全くの多目的ホールにするか、ある程度絞られたような専用ホールのものにつくっていくのか。例えば、国立の組踊劇場がありますよね、沖縄の芝居を中心にするのか歌謡曲や民謡が中心になるかということが出てくるので、県はどういった方向を目指していますか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 まず沖縄県には国立劇場おきなわがあります。これは伝統芸能、主に組踊り、琉球舞踊など伝統芸能を保存、継承をしていく、また、アジアとの国際交流も目的でつくられています。まずはこの国立劇場おきなわをどうするかという議論も出ています。今ある施設も稼働率も100%ではない状況もありますが、それを解決しないことには、要するに国立劇場おきなわをつくる時に国からの要望もあり、似たような施設はつくらないでほしいと。国立劇場おきなわをつくる時に、県のほうからこういった施設をつくってほしいという要望があつてつくったわけなので、国立劇場おきなわを盛り上げるといいますか、県民でもってつくったのでそれを活用する方向をやってほしいという国からの要望はあります。やはりそれをクリアしないことには県の施設には行けません。それから考えますと、この方向性としては同じような、国立劇場おきなわは伝統芸能が中心なので、それと似たような施設はつくれないのではないかとすることはあります。

○当銘勝雄委員 やはり国立劇場おきなわで組踊だけを上演して、本当に年間

通して稼働率が確保できるかは疑問ですよね。そういう意味では若干多目的な方向への転換が必要だと思います。沖縄郷土劇場をつくる場合にもいろいろな分野でできるようにするべきだと思います。沖縄コンベンションセンターをつくる时候にも専用劇場ということでもいろいろと要望がありましたが、やはり多目的ホールという形になりました。その辺は十分に勘案してやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 例えば、施設をつくる場合、これまで専門家、いわゆる演技やパフォーマンスをする側の意見を聞いてきた経緯がありますが、これからの施設をつくる場合は県民側の目線、観客側の目線に立った施設が必要だと思いますし、実際にそういった議論も出ています。どういったものが求められているのか、市町村キャラバンなどをして県民の気運を盛り上げること、県民みずからがどういった施設がほしいという意見が上がってくるようにしたいと思います。

○当銘勝雄委員 やはり豊見城市は那覇空港自動車道ももう少しで開通しますし、とてもいいところなので検討をお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 ディスカバー沖縄離島観光振興事業の内容を教えてください。

○神谷順治観光振興課長 ディスカバー沖縄離島観光振興事業の中身は2つあります。1つは県民が離島に行く、県内観光の推進、もう一つは離島観光の振興を図るため情報発信や観光メニューの開発を行います。1つ目は動画やお勧め情報を投稿できる参加型の専用サイトを12月1日付けで開設しております。離島の魅力などを収集、発信するということ。2つ目は専用サイトにおいて収集した情報等を活用し、離島の魅力を生かしたツアーメニューを造成することが主なものです。予算額が4942万9000円です。

○座喜味一幸委員 県民が離島観光になじめるような支援、体制は—この事業の今の実績はどういった形で推進して、どれほど離島に対して効果があったかはわかりますか。

○神谷順治観光振興課長 具体的には12月に観光サイトを立ち上げましたが、ホームページへのアクセス数が12月が960プレビュー、1月が1181プレビュー、2月が1120プレビューとだんだんと投稿もしているし、見る方もサイトを開設しますので、興味を持って動画とか、観光客が行った先での投稿もできますし、フェイスブックや携帯電話からも開設ができるということなので、ある意味ではコアといいますか、本当に離島の画像もきれいですので、見ていただければと思います。

○座喜味一幸委員 実際にはツアーを組んだりなどの支援、情報へのアクセスがふえてきて非常にいいと思いますが、実際的にこういった形で効果が出ていますか。例えば、団体のツアーで離島周辺の島々めぐりのツアーなどの効果は具体的に出ていますか。

○神谷順治観光振興課長 ことし1500万円で計上しておりまして、こういったシステムの開発とかホームページの構築等に充てています。実際の商品造成は次年度の予算でこういったものを活用しながら、旅行代理店等を活用しながら商品造成に向けて今後取り組んでいきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 ぜひこれも一生懸命にやっていただきたいと思います。今度は外国人が離島に入ったときの受け入れ体制、宮古島にもクルーズ船が入っていますが、少し受け入れ体制が不十分だと思いました。外国人観光客が日本語の地図を見ながら散歩している姿を見ていると問題があると思いました。観光客のガイドも2人ずつ出しているようですが、金などの賃金サポートと体制整備に向けた取り組みについて教えてください。

○神谷順治観光振興課長 今年度は宮古島、八重山、久米島に助成金を直接県から出して、宮古島が500万円、八重山が500万円、久米島が200万円です。それも必要性がある各地域で優先順位を決めていただいて、そこに充てていくということもしました。次年度はこれに沖縄県八重山事務所、沖縄県宮古事務所と絡ませて、これまでは事務所が絡んでいないという御不満もあったので、県の出先機関でもあるので、そういったものも絡ませながら、プロモーションをやるならば旅費等も我々が分任を出して一緒になって考えさせていただきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 やはり宮古支庁、八重山支庁には観光総務課があつて、観光の担当がいなくなつて、名称まで総務課になっているという指摘をしたらすぐに対応していただきました。今度の県でやるべき一括交付金と、例えば宮古島、八重山、久米島から市町村配分分の一括交付金利用の大きなメニューと県のメニューを教えてください。

○神谷順治観光振興課長 県の大きな役割としては、国内外のプロモーションについては県が旗を振って一緒に行きませんかということで、国内外のブースを設けたりして、各市町村等へPRしていきたいと思っています。市町村については一部確定していない部分もありますが、ある程度一例えば、石垣市でしたら台湾花蓮市などにプロモーションをしたいということが出ていますし、宮古島市からもプロモーション、それぞれ各地域の特色を生かしたことをやっています。特に八重山圏内においては、県もやっていますが、石垣空港PR事業を考えているとか、国内誘客プロモーション事業とか、星空学びの部屋の設置などを各市町村で考えているようです。県としては重複しないように調整しながら一緒にプロモーションしていきたいと、考えていきたいと思ひます。

○座喜味一幸委員 重複しても結構ですので、しっかりと受け皿をつくっていただきたいと思ひます。この一括交付金の使い方に関して、56億円もあるので、もう少し大胆な観光客誘致のための事業とか。例えば、韓国あたりはゴルフに期待というか、一生懸命地元とやっていますが、動く金も人もいないということで、ほとんど頓挫している部分もあるようです。もう少しいろいろなメニューを吸い上げて、その中である程度のさばきをして、目新しい効果のある事業を、これまでの枠を飛び越えて大胆な事業にぜひ取り組んでいただきたいと期待します。

○平田大一文化観光スポーツ部長 それぞれの離島地域においてカラーと申しますか、性格があつて、いいところをどのように結びつけていくかと。それによって本当に化学反応を起こして、いい形でプラスアルファをつくっていくということが今後の課題であり、そういったハンドリングを県がしっかりとやっていけるように連携をとりながらしっかりとやっていきたいと思ひます。

○座喜味一幸委員 新石垣空港が開港すると台湾を含めたアジアとの交流がふえると思ひます。その余波できつと宮古島にも外国人観光客がふえると思ひます。知事は宮古島への観光客の受け入れの条件整備をなさいと言つてハッパ

をかけていると思います。そういう意味で、文化観光スポーツ部のほうでもしっかりとプッシュしていただいて。割と思いのほか外国人観光客が来るのは早いと思っているので、その辺を含めてしっかりと国際化に向けた条件整備に取り組んでいただきたいと思います。決意をお願いします。

○神谷順治観光振興課長 先ほど韓国の話もありましたが、韓国の国民性としてはゴルフが大好きです。特に宮古島についてはゴルフ場も多いですし、宿泊施設もたくさんあるということと、海中公園もあり、ゴルフをしたあとのMICE、いわゆるアフターコンベンションもできますので、そういった意味では観光協会についてはぜひアジアナ航空に行って、営業してくださいと。県職員も海外誘客チームも宮古島に行って説明をさせていただいております。我々も大胆にどんどんチャーター便を飛ばしていただいて、宮古空港は滑走路も大きいので、そういった意味ではどんどんチャーター便、定期便化に向けて頑張っていきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 沖縄県立郷土劇場ですが、豊見城市の新たな誘致要請があったということですが。前回にも質疑しましたが、これは大きな建物を建てるということを前提で、誘致運動が始まっていますか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 施設を大きなものをつくるということはありませんが、知事公約で県立郷土劇場ということで、各市町村がそれを期待しているといいますか、独自に皆さんが手を挙げているという状況です。

○渡久地修委員 皆さんも方針が決まっていないうし、私も大きい建物を建てるのか、分散型にするのか、または既存の施設を利用するのですかと前にも質疑しました。そういったことを含めて検討していくということでしたよね。その辺をきちんと皆さんの方針を出さないと、どうも大きな建物が建つということを前提にして、誘致村民総決起大会などが始まり出したら收拾がつかなくなる可能性がありますよね。ですから早目に方針といいますか、県の考え方はこうです、ということをやっていないと、大会が開かれ始めたりすると收拾がつかなくなると危惧しますが、その辺はどうでしょうか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 これに関しては委員会の議論にもオープンにして、誘致をしている各市町村にも案内をかけていますし、その内容も聞いておりますので、その前にやるべきことがあるということが、誘致した市町村の方には資料も提供しておりますので、それは承知しているはずですが、平成24年度に引き続き議論を行います、予算の時期がまた来ますので、それに間に合わせるように内容はまとめていく予定です。

○渡久地修委員 いずれにしても、沖縄県立郷土劇場、名称もどうするかということもあるにしても、沖縄県立郷土劇場が必要だということは県議会全体でも一致して、皆さんとも一致していると思います。問題はこういったものにするのか、前にあったような建物をつくるのか、既存のものを活用したものにするのか、集中型か分散型かなど、今度は空手道会館まで一緒にしたらどうかというように、いろいろな知恵が出てきますよね。早目に一定の考え方なりを出していかないといけないと思います。逆に期待を裏切ると、話だけ持ってきて結局は実がないとなってしまうので、きちんとした方向性を早目に出すことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員のおっしゃる部分はすごく心配があります。県民が求めている部分をしっかりと我々も引き取りながら、ある意味で本当に望まれている形のを、道しるべを示していなくてはならない。半年間の議論をしましたが、文化振興課長からもありましたが、やはりハードありきではないということがあって、ソフトも一体どうなるかという警鐘が3回の議論の中でされました。流れとしては上半期を使って、今言った方向性や方針をしっかりと決めていこうと。下半期の中で上半期で見えてきたものをもとにして次年度の予算に係る部分にどのようにのせていくかということも含めて、できる形での方向性に沿った形の事業計画、予算計上も含めて議論していきたいということで、次年度はスピードを上げてやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○渡久地修委員 例えば、皆さんが議論した末に1カ所に大きな建物をつくと決まったら、議論の末に決まるならいいですが、いわゆる以前のように何でも箱物建設ありきになると批判されると思います。そういった時代ではありません。ですからきちんと本当に必要なものはつくる、不必要なものはつくりたくないということをはっきりとさせないといけないと思いますので、議論して、陳情している方々の意見や文化関係にかかわっている方々の意見を十分に反映し

て早目にやっていただきたいと思います。

次に沖縄県立芸術大学の陳情が出ていますが、人件費のことです。しまくとぅば、ウチナーグチですが、沖縄県議会私学等議員連盟でやったときにカリキュラムに取り入れられますかと聞いたら、クラブ活動で教えていますと。カリキュラムに取り入れるならば、ウチナーグチを習得したことが県庁に優先採用などであれば、私たちは積極的に教えますと言っていました。いずれにしてもどこかの教育機関なりで教えていかななくてはならないと思います。沖縄県立芸術大学はそういった言語、ウチナーグチは担当分野ではありませんか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 要するに沖縄県立芸術大学のあり方検討委員会を含めて、この1年かけて非常に熱い議論をやる中で平成24年3月22日に評議会があります。その中で私が大学の改革をどのように進めたらいいのか、ということをお各教授の皆さんに対して話をする機会を設けてもらいました。その中には、やはり沖縄県立芸術大学としての存在意義が注目をされているところですので、例えばアートマネジメント、琉球芸能を学ぶ上でも琉球の言語は非常に重要ではないかということも議論で上がってきているので、そういったことも含めて開学25周年を迎える中で、新しい沖縄県立芸術大学のあり方を社会に示していけるのかということをお、あくまでも大学の自治を大事にしながらですが、そういった部分で県としてもしっかりと連携をしていきたいという話をする機会をいただきました。その中でぜひ大学側と連携を図りながら考えていきたいと思います。

○渡久地修委員 しまくとぅば、ウチナーグチが一たん途切れるともう継承はできないと思います。後は研究対象にしかならないと思います。ですから、途切れさせないためにどうするかということは非常に大事だと思いますので、もちろん沖縄県立芸術大学の協議含めてこれができたらいいと思いますので、検討してみてください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第38号の2についてお聞きします。先ほど座喜味委員からもありましたが、一括交付金を活用して今回離島観光に強い思いを寄せていただいたことに感謝申し上げます。処理方針を見てもしっかりと予算措置が検討されるということですので、地元の市町村と連携をとっていただいて、観

光協会、関係団体、沖縄県八重山事務所との連携。そういう意味では、これまで大変組織改編の後に石垣市民からの苦情が多かったのですが、きょうの観光振興課長の答弁が前向きでしたのでほっとしております。ぜひ連携をとっていただいて、特に新石垣空港もありますので、そういう意味では、これから誘客プロモーションも大事だと思いますので、頑張ってくださいと思います。特に新石垣空港の開港に向けて先ほど連絡がありましたが、3月30日には国際線ターミナルの起工式があるということで、そういう意味からも国際線の機能をしっかりとこれから果たしていくわけですから、その受け入れ、誘客プロモーションにもっと、ことしの新年度が大事だと思います。初めよければすべてよしで、新年度はこの事業を地元と連携して協力的に頑張ってくださいと思いますが、見解をお聞かせください。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今議会でもずっと話をさせてもらいましたが、3つの1を達成していこうとトリプルワンプロジェクトを掲げています。その中で大事なものがあと1泊、もう一度来ていただく沖縄をどうつくっていくかということだと思います。そういう面では、離島が持っている可能性は最大限に魅力を発信していくべきだと。もう一泊ふやすために、もう一つ離島まで行ってもらうことは非常に重要なことだと思います。もう一つは、直接海外から来ていただけるような形、特に石垣島は来年は新たな空港の整備が完了しますので、そういったことを含めてこれまでとは違った形での誘客キャンペーン、キャラバン、そういった考え方が必要だと思います。そういった部分に施策をシフトチェンジしながら、どんどん変わってくる観光の環境をとらえながら、アジアの中心であるけれどもアジアの良心でもあるような沖縄の心をしっかりと大事にしなが、離島の魅力を中心にしながら継続して頑張っていきたいと思っています。

○辻野ヒロ子委員 去る3月18日に日本最西端、最南端の海開きが与那国島でありまして、私も行ってまいりました。文化観光スポーツ部長も離島出身ですので、御存じだと思いますが、例えば、与那国空港も国際線の機能を果たしながら今台湾から入っています。向こうも2000メートルの滑走路ですし、新石垣空港も2000メートルの滑走路ということで、台湾初め中国、韓国、東南アジア近辺の誘客は絶対これからだと思います。そういう意味でも、今回の与那国島の海開きはすごく盛り上がりました。そういう意味では、離島の隅々まで文化、芸能もありますので、それを生かした観光が大事だと実感しました。私が申し上げるまでもなく、文化観光スポーツ部長が文化面、芸能面も詳しいので、そ

れを生かした誘客を頑張っていたいただきたいと思います。また新石垣空港が開港しますと、先ほどトリプルワンの話がありましたが、あと1泊ということについてはどうしてもゴルフ場が不可欠ですので、その問題も並行してぜひ頑張っていたいただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○平田大一文化観光スポーツ部長 本会議でも話をしましたが、土木建築部、農林水産部関係とも連携を図りながら、我々のほうからも働きかけていきたいと思っています。作業工程でいきますと、石垣市のほうに1回ボールが投げられた形になっていますので、石垣市の中で今上がってくる作業をしっかりと見ながらこちらのほうでも適宜作業のフォローアップをしていきたいと思っています。

○辻野ヒロ子委員 次に陳情第136号についてお聞きします。これについても予算措置をしていただきありがとうございます。先ほどもありましたように、クルーズ船が入ったときの対応、通訳や通関の問題などあります。そういったことも含めて県の支援が必要だと思いますので、その辺も新しい空港の開港に向けての思いをお聞かせください。新年度は特に空港開港1年ということで、今までどおりのものでなくて、本当にこれはやらないといけないとか、こうでなければならないという思いがあったらお聞きしたいと思っています。

○平田大一文化観光スポーツ部長 海外と非常に密接な関係を保ちながら新たな市場を獲得していくと。特に委員も御存じのとおり、八重山オヤケアカハチいわゆるホン・ギルドン説、要するに韓国のホン・ギルドンという英雄とオヤケアカハチが同じだったという説があり、韓国からももともと大きなつながりがあるという可能性もあります。それから国内の観光客も非常に大きな誘客がこれも含めて空港開設といういいニュースが流れますので、そういったことを契機にしっかりとプロモーションをかけていくと。その中で、来ていただいた観光客の満足度を向上できる施策を一緒に考えていきたいと思っています。宮古島との連携も非常に重要になってくると思います。宮古島はことしNHKの連続テレビ小説の放映も始まりますので、いろいろな意味で宮古島と八重山と連携した形で、離島のパワーで大きなPR効果が生まれたらいいと思っています。これまではそれぞれの島々であったものを、そうではなくてもっと連携をしっかりと図り相乗効果を高めていくことを頑張っていきたいと思っています。

○辻野ヒロ子委員 これまではオヤケアカハチの演出者として頑張っていただ

きましたが、これからは沖縄県の観光を引っ張る演出者として御活躍をお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 沖縄県立郷土劇場ですが、ずっと協議しているようですが、考え方は一つだと思います。新しい郷土劇場をつくっていただきたいという8割から9割の立ち方の皆さんが今、国立劇場おきなわに立っている皆さん。ということはやはり県もあのようなやかたを持つべきではないかという考え方でお願いをしているわけです。そのときに大きく2つに考え方が分かれると思います。劇場というのは、使用料を払えばカラオケ大会もできるとか、学芸会もできるようにするのか、それとも365日ずっと公演をするようなものにするかは早目に決めておかないと、郷土劇場をこれから構築していこうという中ではかなり大きな違いがあると思います。ですから、地域の市民会館やいろいろな劇場があるが、全く同じ機能をどこそこに持っていけばこれで成り立つのかという、大体そういった考えの方が多いと思います。本当にプロの方がここに立って、観光もしくは県民の皆さんに喜んでもらうものにするのか、本当に地元の方が使いやすいものにするかはどのように考えていますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 まさに委員のおっしゃるようないろいろな考え方があります。各市町村から出てきている思いもさまざまです。立ち方の皆さんによってもさまざまです。ただ一つ言えることは、県立郷土劇場の今までの機能をそのままここでやるというのは、恐らく今の時代には合っていないのではないかと。むしろこれからの国際性であるとかいわゆる席の大きさとか、そのようなものについても、外国人が来ても座れるような席の大きさは一体何だろうかという吟味も含めて、この劇場に求められる機能が非常に未来指向型のものでなければならないということがあるので、そういった面では3回の議論ですが、非常に大きなアイデアとともにいろいろな課題が出てきています。この部分をまとめていく作業は非常に難しいということが正直な部分です。ですが、8万5000人余りの署名等が上げられていることも十分に承知しておりますので、そういった方々を含めて本当に沖縄県民みんなが劇場づくりにかかわったと言われるような、思いのこもった文化交流の発信拠点をつくっていかなくてはいけないと思っています。これからまさにそういったことを話し合いながら、しっかりとまとめていきたいと思っています。これからも御意見、アドバ

イスをお願いします。

○玉城満委員 多分全県民も、観客も喜ばせる、立ち方も喜ばせる、観光客も喜ばせることはかなり難しいと思います。やはり一つの方針といいますか、この劇場はあくまでも郷土劇場第1号だと。第2号、第3号があってもいいのではないかという考え方を持つのも一つの方法だと思います。この中にいろいろなエキスを入れるとやはりそれだけ全世界にアピールするような表現が生まれるかということも疑問です。例えば、私が素人だとしたら向こうに立ちたいな、いつかは向こうに立ってみたいと思わせるステータスの高いものにするのか、みんなが使いやすいものにするかは早目に決めておかないと、今の誘致活動の流れもそういったものを含んでいるような気がします。そうしますと、観光をどのように結びつけるかはすごくわかりやすくなってきます。これは劇場が固定されている話ですが、やはり各離島、八重山にも八重山県立劇場、宮古島にも宮古県立劇場、北部にも県立北部劇場、中部にも県立中部劇場とやるべきではないかと思います。各地域にもたくさんの芸能があるので、そういった人たちもそれだけ創作して、見せられるようなものも必要だと思います。またもう一つは出前ですね。出前でいつも思うことが、沖縄本島の子供たちはこの作品を見れるけれども、宮古島の子どもたちが見たいとなったら、ここから行く場合は相当なリスクを抱えるわけです。そういったときに間の部分をカバーしてあげるような文化観光スポーツ部のサポートであるとか。わかりやすくいえば、今、琉神マブヤーがあります、琉神マブヤーのショーをやっています。琉神マブヤーのショーを北大東島で見せたい、南大東島で見せたいとすると莫大な予算がかかります。しかし彼らは自分たちの力でここに行って披露します。やはりそういった出前に対する、いろいろな芸術をひとしく県民の子供たちに見てもらいたいという意識も県立郷土劇場の機能の中に入れてほしいと思います。ですから、強引にここに見に来てくださいばかりではなくて、出前をする、そして地域に拠点があると。そろそろそういった骨子といいますか、骨格をそろそろ見せていただきたいと思います。議論に入って1年近くなるので、やはり見せていただきたいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今、本当に話がありましたように、琉神マブヤーのショーですとかみんなが目指すべきもののような、あこがれのようなステータスがあるホールであったりとか。既にこの段階でもいろいろな思いがあって、やりたいことがたくさんあります。ただおっしゃるとおり、つくるのであればシンボリックなものでなければならぬかもしれないです。県民の気

持ちが象徴されるようなものです。それからソフト事業を充実させて、実際に市町村にあるホールを生きたホールにしていくような施策もあわせてやっていくべきだと。このすみ分けが非常に議論になっています。ソフト事業に対して力を入れながら、方向性としてはハードをどの辺まで整備したらいいのかということが上半期の検討内容になってくると思います。今、委員からあったことを含めて、これならばソフト事業でできるものとしてこ入れれをしていこうと。その一方でこれはやはりハードが必要だという議論があればその部分に対して事業計画を立ててどうしたらいいのかということも含めて、上半期で見えるようにしっかりとやっていきたいと思います。ぜひそういった部分で承知願いたいと思います。

○玉城満委員 一括交付金は文化観光スポーツ部のためにあるようなものだと思いますので、ぜひ有効に使ってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情平成22年第193号についてお聞きします。御承知のように尖閣諸島は日本固有の領土であって、石垣市の行政区であることは紛れもない事実。これは沖縄県議会も全会一致で採択決議を上げています。国においても政府は尖閣諸島は我が国固有の領土であり、先人から受け継いでいる大切な財産であるということを認めています。陳情を読み上げますが、「本市議会は石垣市長及び行政と市議会が一体となって、本市行政区である尖閣諸島に上陸し、視察・調査することを決議したので配慮してもらいたい」とあります。県は経過処理方針で、沖縄県としては尖閣諸島への上陸については、地元の意向に配慮した上で、政府として適正に判断されるべきものだと考えておりますとありますが、この配慮とは県議会の決議、石垣市の陳情と同じととらえていいのでしょうか。

○照喜名一交流推進課長 地元の石垣市議会の意見も尊重しながら、県としても知事のほうではせんだって上空から視察したり、以後は船からの視察も検討したいということで、積極的な答弁もされております。そうは言いながらも、やはり領土問題については国と国との所管もあるので、県としてはやはり一義的には国において強い態度で中国に示してほしいということでもあります。地元の意向については具体的に要望があった時点で、その都度対応していきたいと

思います。

○中川京貴委員 これはまずは県の認識を、領土問題は国の問題とするのではなくて、ここに書かれている問題は石垣市の行政区であると、石垣市の先人から受け継いだ大切な財産であり、後世に責任を持って残していくためにも尖閣諸島を行政区として預かる本市、行政等及び本市議会が尖閣諸島の自然環境、生態系や現状、荒天時における漁船の避難港整備に向けて上陸視察し、適正な施策を講じることが必要という陳情です。これを県として、領土問題は国の問題ということではなくて、沖縄県の石垣市の行政区という立場からそのような気持ちでいいのですか。

○照喜名一交流推進課長 県においても領土問題はないという認識のもとに当然、石垣市の行政区というスタンスはこれまでも一貫して言っているとおりです。ただ、尖閣諸島における問題についての高度な政治状況と申しますか、国と国との紛争の問題でもあるので、県の立場を踏まえながらもやはり両国間の問題については一義的には外務省にしっかりとやってもらおうと、そういったスタンスはこれまでもとってきました。そうは言いながらも地元の主張については逐次、具体的な要望があればと思います。

○中川京貴委員 今の答弁の中に紛争という言葉がありました。この言葉は果たしていかななものかと思えます。

○照喜名一交流推進課長 紛争という言葉は、中国漁船の問題があつて、海上保安庁との尖閣諸島に絡んだ間接的な事件、事故をとらえたものであつて、領土問題については特に我が国の領土であると。領土の紛争ということではありません。

○中川京貴委員 これは国内法にのっとって、テレビや新聞にもあるように法的なものが出ています。私は県としてはやはり地元の意向を尊重しながら県議会の決定事項も重く受けとめて一緒に行動していただきたいと思いますが、文化観光スポーツ部長の答弁をお願いします。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今、交流推進課長からあつたように、やはりこれまでの経緯を踏まえて我々としても対処してまいりました。これからも知事と一緒に、国の意向、地元の方の思いもしっかりと受けとめながら進めて

いきたいと思います。まさに文化観光スポーツ部という部ですので、尖閣諸島の問題もさることながら、もっと友好的な部分で我々にどのような使命があるのかということも含めて、文化とスポーツが果たせる役割も含めて考えていきたいと思います。御理解いただけたら幸いです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法などについて協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

まず、乙第31号議案から乙第34号議案までの条例議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第31号議案から乙第34号議案までの条例議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて 御協議をお願いいたし

ます。

平成24年6月24日で第10期の県議会議員の任期が満了となりますが、議員改選時を控える定例会においては、本来ならば閉会中継続審査として処理しています請願、陳情並びに所管事務調査事項につきましては、請願及び陳情は審査未了とし、緊急事態に対応するため所管事務調査事項のみを閉会中継続・調査とする事例が多数となっております。

これは、任期満了近くの委員会にあっては付託された事件について可能な限り意思決定をすべきであり、もし継続審査を申し出る場合は、委員会に閉会中審査を行う意思があり、また現実に審査できる場合にのみ行うべきであるとの考えから、このような取り扱いとなったものと思われれます。

よって、この際、陳情の採決に当たっては、これまでの事例も勘案いただきますようお願いいたします。

瑞慶覧功副委員長から取り扱いについて、御説明をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情32件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、共産党所属委員より陳情第127号及び陳情第128号について意見がある旨の表明があり、了承された。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

○渡久地修委員 陳情採択、陳情第127号及び第128号の中身は企業誘致の実態などを説明してくださいというものなので、これに反対するものではありません。ただ私たちは航路を新設して、泡瀬干潟に埋め立てをするということに賛成するものではありませんという趣旨を述べさせていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子